

情報公開制度・個人情報保護制度
運用状況報告書

令和5年度

和歌山市

総務局総務部総務課

目 次

1 情報公開制度のあらまし	
1 情報公開制度の意義	1
2 情報公開制度の概要	1
3 情報公開制度の経緯	4
2 情報公開制度の運用状況	
1 公文書開示請求等の処理状況	7
2 公文書開示請求等の実施機関別請求件数	8
3 部分開示、不開示の理由別内訳	9
4 請求者の内訳	9
5 審査請求の処理状況	10
3 情報提供の状況	
1 資料コーナーの設置	11
2 資料コーナーの利用状況	11
3 主な配架資料	14
4 個人情報保護制度のあらまし	
1 個人情報保護制度の意義	15
2 個人情報保護制度の概要	15
3 個人情報保護制度の経緯	19
5 個人情報保護制度の運用状況	
1 個人情報ファイル簿の総数	22
2 個人情報開示請求等の処理状況	23
3 個人情報開示請求等の実施機関別請求件数	24
4 部分開示、不開示の理由別内訳	25
5 審査請求の処理状況	26
6 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	
1 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況	27
2 情報公開・個人情報保護審査会の審議案件の概要	29
3 情報公開・個人情報保護審査会委員	38
7 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況	
1 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況	39
2 情報公開・個人情報保護審議会委員	39

<資料編>

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申 (第60号)	40
(第61号)	47
(第62号)	54
(第63号)	60
(第64号)	65
(第65号)	69
(第66号)	76
(第67号)	82
(第68号)	87
(第69号)	93
(第70号)	105
(第71号)	115
(第72号)	127
(第73号)	134
(第74号)	141
(第75号)	148
(第76号)	156
(第77号)	163
(第78号)	170

1 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の意義

情報公開制度とは、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、実施機関に対しては、市民の請求に応じて公文書の開示をしなければならない義務を負わせる制度をいいます。

この制度は、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することを目的としています。

本市では、平成5年12月に「和歌山市公文書公開条例」を制定し、平成6年7月に施行しました。さらに、制度施行後5年余を経た平成11年7月、より利用しやすい制度とするため条例を一部改正し、「和歌山市情報公開条例」として同年8月から施行しました。

なお、本市の情報公開制度は、次の基本原則に従って制度化しています。

(1) 原則開示

情報公開制度の目的を達成するためには、この制度を実効性のあるものとするのが重要であり、市が保有する情報については、原則として開示することとし、例外として不開示とする情報は、合理的な理由に基づき保護が必要であるものに限ることとします。

(2) 個人のプライバシーの保護

個人のプライバシーに関する情報は、最大限に保護します。

(3) 救済制度の確立

公文書開示請求に対する不開示の決定については、公正かつ公平な救済制度を確立します。

(4) 実効性のある制度の確立

情報公開制度が市民に有効に活用されるために、すべての市民に分かりやすく利用しやすい制度とし、迅速かつ適切な対応のできるシステムとします。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(2) 対象となる公文書

公文書開示請求の対象となる公文書は、次の要件を備えているものです。

ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の

知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているもの
イ 平成6年4月1日以後に作成し、若しくは取得した公文書又は平成6年4月1日以前に作成し、若しくは取得した公文書で、保存期間が永久と定められているもののうち整理を終了したもの。ただし、議会が管理するものにあつては、平成12年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書

(3) 請求権者

公文書の開示を請求できる方は、次のとおりです。

- ア 市内に住所を有する者
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ 市内に存する学校に在学する者
- オ アからエまでに掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するものの

(4) 請求の方法

公文書の開示を請求しようとする方は、「開示請求書」を実施機関に提出しなければなりません。

(5) 公文書の開示義務

公文書の開示に当たっては、原則として開示しなければなりません。ただし、次の項目に該当する情報については開示をしないことができます。

- ア 個人情報
- イ 法人等事業活動情報
- ウ 意思形成過程情報
- エ 事務事業執行情報
- オ 公共の安全等に関する情報
- カ 法令秘情報

(6) 開示・不開示の決定及び通知

実施機関は、開示請求があつた日から起算して15日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に開示決定等（開示請求に係る公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は公文書の全部を開示しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき上述した60日以内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとしています。

(7) 開示の方法

請求者に対する公文書の開示は、原本又はその写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより行います。

(8) 第三者からの意見聴取

請求に係る公文書の中に第三者に関する情報が記録されているときは、第三者の権利、利益の保護を図るため、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができます。

(9) 請求者の費用負担

ア 公文書の閲覧及び視聴に係る費用は、無料とします。

イ 公文書の写しの交付に要する手数料は、請求者の負担とし、手数料等の額は次のとおりとします。

○写しの交付に要する手数料は、A3サイズまで1面につき単色刷り10円、多色刷り40円を徴収します。

○写しの送付に要する費用は、送料相当額を徴収します。

(10) 他の制度との調整等

和歌山市情報公開条例の規定は、法令又は他の条例の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付の手續が定められている場合については、適用しません。

また、市民図書館、市立博物館その他市の機関において、公文書の特別な管理がされている場合、一般に閲覧させ、若しくは貸し出すことができるとされている場合又は官報、白書、新聞等その他の公文書で、不特定多数の方が有償若しくは無償で入手することができる場合についても、適用しません。

(11) 救済手續

公文書の開示をしない旨の決定について審査請求があった場合、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければなりません。

(12) 情報公開の総合的な推進

実施機関は、公文書の開示のほか、市政に関する情報を積極的に提供するように努めます。

また、請求権者以外の方から公文書の開示の申出があった場合においても、これに応ずるように努めます。なお、手續については、開示請求に準じて行います。

(13) 出資法人の情報公開

市が出資その他財政的援助を与えている法人であって、規則で定めるものは、和歌山市情報公開条例の定めるところによる公文書の公開の措置に準じて必要な措置を講ずるように努めます。

(14) 運用状況の公表

市長は、毎年1回、和歌山市情報公開条例の運用状況について公表します。

3 情報公開制度の経緯

年	月	日	検 討 事 項
平成	2年	3月 1日	○文書管理研究会設置 ・各部局主管課長等で構成。情報公開制度の導入について検討を開始
平成	4年	4月 ～5月	○先進都市調査実施 ・総務部行政事務開発室において先進35都市の制度、取り組み、運用等について調査
平成	4年	6月24日	○和歌山市情報公開推進委員会設置（平成4年6月～平成5年11月の間に3回開催） ・情報公開制度検討部会（平成4年6月～平成5年11月の間に6回開催） ・公文書管理部会（平成4年6月～平成5年11月の間に6回開催）
平成	4年	12月25日	○和歌山市情報公開懇話会設置（平成5年1月～7月の間に7回開催） ・委員／学識経験者15名
平成	5年	12月21日	○和歌山市公文書公開条例制定
平成	6年	7月 1日	○和歌山市公文書公開条例施行
平成	7年	8月 1日	○和歌山市公文書公開条例一部改正（和歌山市行政手続条例制定関連）
平成10年	4月 1日		○写しの交付に要する費用を1枚30円から20円に減額(告示)
平成11年	8月 1日		○和歌山市公文書公開条例一部改正 ・題名を「和歌山市情報公開条例」に改称 ・市民の知る権利の保障及び市の説明責任を明記 ・対象公文書の範囲の拡大 ・原則公開の適用除外項目の限定 ・存否を明らかにしないことができる公文書の規定の新設 ・出資法人等の情報公開の努力規定の新設
平成11年	10月 6日		○和歌山市情報公開条例一部改正 ・公平委員会が廃止され、人事委員会が新設されたことに伴い実施機関の規定を改正

平成11年10月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○交際費関係書類の公開を開始 <ul style="list-style-type: none"> ・市、市長、助役、収入役、教育長及び水道局長の交際費関係書類（支出内訳表、支出命令書、領収証書、その他支出証拠書類等）については金額、使途、支出の相手先等も含めて、全面公開することとした。
平成12年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例第20条の規定により、出資法人等の情報公開制度がスタート <ul style="list-style-type: none"> 制度を実施した法人 <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山市土地開発公社 ・財団法人和歌山市都市整備公社 ・財団法人和歌浦湾水産公社 ・財団法人和歌山市文化体育振興事業団 ・財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター ・財団法人和歌山市福祉公社 ・有限会社和歌山管理サービス ・和歌山市清掃株式会社
平成12年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山市議会が実施機関に加わる。
平成12年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例制定 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例制定
平成13年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例一部改正（審査会の運営に関する審議部分を削除）
平成13年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・公文書の公開義務を明記 ・公開請求書の補正手続を明記 ・公文書の本人開示に関する規定を削除 ・自己情報に係る記載の訂正に関する規定を削除 ・和歌山市情報公開審査会に関する規定を削除
平成15年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市手数料条例を一部改正し、写しの交付に要する費用を1枚20円から1面10円に減額
平成17年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市情報公開条例一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・「公開」を「開示」に改正 ・不開示情報の規定中、機関間協力関係情報及び非公開条件付提供情報を削除 ・公益上の理由による裁量的開示規定を新設 ・開示決定等の期限の特例規定を新設 ・第三者保護に関する手続規定を明記 ・学術研究用資料、書籍等を適用除外文書とすることを明記 ・不服申立人等に和歌山市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問した旨を通知する規定を新設 ・公文書の適正管理規定を明記

		○和歌山市手数料条例一部改正 ・公文書を用紙に出力したものに係る規定の整備
平成18年	4月17日	○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正（和歌山市の出資法人の統廃合に伴う規則改正） 改正後の規定により、情報公開に努めることとされる出資法人 ・和歌山市土地開発公社 ・財団法人和歌山市都市整備公社 ・財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター ・有限会社和歌山管理サービス ・和歌山市清掃株式会社
平成19年	6月1日	○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正（和歌山市の出資法人の株式譲渡に伴う規則改正） 改正後の規定により、情報公開に努めることとされる出資法人 ・和歌山市土地開発公社 ・財団法人和歌山市都市整備公社 ・財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター ・和歌山市清掃株式会社
平成23年	4月1日	○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正（公益財団法人への移行に伴う規則改正） ・公益財団法人和歌山市中小企業勤労者福祉サービスセンター
平成27年	1月1日	○和歌山市手数料条例一部改正 ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 ○総務課資料コーナー運営要綱一部改正 ・写しの交付に要する費用に光ディスクに複写したもの（1枚直径120ミリメートル 50円）追加
平成28年	4月1日	○和歌山市情報公開条例一部改正 ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 ・行政不服審査法全部改正に伴う、同法に規定する審理員制度の適用除外等の所要の改正
令和2年	4月1日	○和歌山市手数料条例一部改正 ○和歌山市情報公開条例施行規則一部改正 ○市政情報課資料コーナー運営要綱一部改正 ・写しの交付に要する費用に、公文書をスキャナにより読み取り光ディスクに複写したもの（光ディスク1枚50円に公文書1面ごとに10円）追加

2 情報公開制度の運用状況

1 公文書開示請求等の処理状況

令和5年度の請求件数（申出を含む。）は118件でした。

開示請求に対する処理状況は、表1のとおりです。

表1 公文書開示請求等処理状況

区 分		請求件数	処 理 状 況 (件)					
			開示	部分開示	不開示	却下	取下げ	処理中
開 示 請 求	R5年度	79	19	39 (6)	24	—	1	3 (1)
	R4年度	78	17	48	4	—	3	7 (1)
	R3年度	243	80	107 (1)	50	1	5	1
	R2年度	399	158	179	57	—	4	1
	R元年度	124	23	84	12	—	5	—
開 示 申 出	R5年度	39	7	23	5	—	—	4
	R4年度	29	3	19	2	—	5	—
	R3年度	53	18	26	2	—	7	—
	R2年度	27	5	20	1	—	1	—
	R元年度	36	10	23	2	—	1	—

* 括弧の件数は、過年度に請求を受けたもので内数です。

2 公文書開示請求等の実施機関別請求件数

実施機関別の請求（申出を含む。）の件数は、表2のとおりです。

表2 実施機関別公文書開示請求件数

区 分		R5年度
市 長	市 長 公 室	2
	総 務 局	8
	危 機 管 理 局	—
	財 政 局	2
	市 民 環 境 局	9
	健 康 局	3
	福 祉 局	10
	産 業 交 流 局	5
	都 市 建 設 局	38
	出 納 室	—
	小 計	77
教 育 委 員 会		16
選 挙 管 理 委 員 会		—
人 事 委 員 会		—
監 査 委 員		—
農 業 委 員 会		17
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		—
公 営 企 業 管 理 者 (企 業 局)		5
消 防 長		3
議 会		—
合 計		118

3 部分開示、不開示の理由別内訳

部分開示又は不開示と決定した事例における不開示理由の内訳は、表3のとおりです。

表3 部分開示、不開示の理由別内訳（件数）

理 由		R 5年度	R 4年度	R 3年度	R 2年度	R 元年度
第 7 条 区 分	(1) 個人情報	47	56	89	142	74
	(2) 法人等事業活動情報	28	40	52	97	49
	(3) 意思形成過程情報	3	3	16	17	4
	(4) 事務事業執行情報	4	11	28	44	13
	(5) 公共の安全等に関する情報	14	3	29	37	—
	(6) 法令秘情報	—	3	6	2	2
文書不存在		35	13	56	72	14
条例の適用除外		2	—	1	—	—
存否応答拒否		4	—	1	—	1

- * 第7条区分欄の括弧内の数字は、条例第7条の号番号を示しています。
- * 請求の対象となる公文書の存否を答えるだけで条例第7条の不開示情報を開示する結果となることから、存否応答拒否により処分を行ったものについては、存否応答拒否に計上しています。
- * 過年度に処理中となっていたものを処理した件数も計上しています。
- * 1件中に複数の理由が存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

4 請求者の内訳

請求者の区分別の請求（申出を除く。）件数は、表4のとおりです。

表4 請求者の区分別請求件数

区 分	R 5年度	R 4年度	R 3年度	R 2年度	R 元年度
市内に住所を有する者	66	46	215	327	62
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	10	30	28	58	23
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	3	2	—	10	38
市内に存する学校に在学する者	—	—	—	—	—
前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	—	—	—	4	1

5 審査請求の処理状況

公文書開示請求に対する不開示等の決定についての審査請求の処理状況は、表5のとおりです。

表5 審査請求の処理状況（件数）

		R 5年度	R 4年度	R 3年度	R 2年度	R 元年度
審査請求		1	2	31	52	6
処 理 状 況	棄 却	15	1	6	3	1
	認 容	—	1	6	5	—
	一部認容	2	1	2	2	—
	却 下	—	—	4	1	—
	取 下 げ	—	—	18	16	—
	処 理 中	17	33	34	39	14

* 処理中は各年度末における件数です。

※ 各件数は開示請求を基準とした審査請求件数です。

3 情報提供の状況

1 資料コーナーの設置

本市の情報提供の総合窓口として、また、職員の職務上の利用に供するために資料コーナーを平成6年7月の公文書公開条例の施行に合わせて設置し、市政情報の提供を積極的に推進しているところです。

資料コーナーには、市の施策・事業などを多くの市民に知っていただけるよう、本市の各部課が発行した刊行物などの行政資料を揃えています。

また、情報提供に関する相談、案内のほか、市の刊行物や行政資料の閲覧、写しの交付、販売等を行っており、多くの市民や職員に利用されています。

2 資料コーナーの利用状況

令和5年度の資料コーナーの利用状況は表1、有償刊行物の販売実績は表2のとおりです。

表1 資料コーナーの利用状況

区 分		利 用 件 数	写しの交付数
一 般	情報提供申出に係る写しの交付	1, 2 6 2	<ul style="list-style-type: none"> ・白黒 4,249 面 ・カラー 1,234 面 ・光ディスク 121 枚
	閱 覧	3 6 2	
	行政資料の写しの交付	7 4	
	刊行物の販売	1 4 3	
	市長の資産等報告書の閲覧又は写しの交付	—	
	和歌山市公報の販売	—	
小 計		1, 8 4 1	
職 員	閱 覧	0	/
	資料の貸出	6	
	小 計	6	
合 計		1, 8 4 7	

表2 有償刊行物の販売実績

有償刊行物の名称	販売単価	販売冊数	金額
令和4年9月 定例会市議会議案	80円	1冊	80円
令和4年9月 定例会市議会議案、予算説明書 その2	1,090円	1冊	1,090円
令和4年9月 定例会市議会議案、予算説明書 その3	180円	1冊	180円
令和4年9月 定例会市議会議案、予算説明書 その4	20円	1冊	20円
令和4年9月 定例会市議会議案、予算説明書 その5	40円	1冊	40円
令和4年9月 定例会市議会議案、予算説明書 その6	40円	1冊	40円
令和4年9月 定例会市議会議案、予算説明書 その7	210円	1冊	210円
令和4年9月 定例会市議会議案、予算説明書 その8	20円	1冊	20円
令和4年9月 定例会市議会 所信	210円	1冊	210円
令和3年度 一般会計・特別会計・決算報告書	2,150円	1冊	2,150円
令和3年度 健全化比率及び資金不足比率報告書	30円	1冊	30円
令和3年度 和歌山市歳入歳出決算書	4,180円	1冊	4,180円
令和4年12月 定例会市議会議案、予算説明書	1,610円	1冊	1,610円
令和4年12月 定例会市議会議案、予算説明書 その2	240円	1冊	240円
令和4年12月 定例会市議会議案、予算説明書 その3	70円	1冊	70円
令和5年2月 定例会市議会議案、予算説明書	3,100円	1冊	3,100円
令和5年2月 定例会市議会議案、予算説明書 その2	430円	1冊	430円
令和5年2月 定例会市議会議案、予算説明書 その3	200円	1冊	200円
令和5年2月 定例会市議会議案、予算説明書 その4	20円	1冊	20円
令和5年2月 定例会市議会施政方針	250円	1冊	250円
令和5年度 予算内示資料	450円	2冊	900円
令和5年2月 定例会市議会予算説明書	5,200円	1冊	5,200円
令和5年2月 定例会市議会議案、予算説明書 その5	540円	1冊	540円
令和5年5月 臨時市議会議案	210円	1冊	210円
令和5年5月 臨時市議会議案 その2	30円	1冊	30円
令和5年6月 定例会市議会議案、予算説明書	2,750円	1冊	2,750円
令和5年6月 定例会市議会議案、予算説明書 その2	230円	1冊	230円
令和5年6月 定例会市議会議案、予算説明書 その3	220円	1冊	220円
令和5年6月 定例会市議会議案 その4	90円	1冊	90円
法人の経営状況を説明する書類について	380円	1冊	380円
令和5年6月 定例会市議会議案 その5	260円	1冊	260円
令和5年9月 定例会市議会議案、予算説明書	750円	1冊	750円
令和5年9月 定例会市議会議案、予算説明書 その2	270円	1冊	270円
令和5年9月 定例会市議会議案 その3	60円	1冊	60円
令和5年9月 定例会市議会議案 その4	40円	1冊	40円
令和5年9月 定例会市議会議案、予算説明書 その5	210円	1冊	210円
令和5年9月 定例会市議会議案 その6	40円	1冊	40円

有償刊行物の名称	販売単価	販売冊数	金額
令和5年9月 定例市議会議案 その7	30円	1冊	30円
令和4年度一般会計・特別会計決算報告書	2,550円	1冊	2,550円
令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書	30円	1冊	30円
令和4年度 和歌山市歳入歳出決算書	4,400円	2冊	8,800円
令和6年2月 定例市議会予算説明書	6,110円	1冊	6,110円
令和6年度 予算内示資料	510円	4冊	2,040円
令和4年版 統計資料	250円	5冊	1,250円
わかやまし産業ファイル 令和4年度	350円	2冊	700円
都市計画マスタープラン都市計画に関する基本的な方針	3,780円	1冊	3,780円
令和4年度 清掃事業概要	670円	3冊	2,010円
和歌山市の環境 令和4年版 令和3年度報告	350円	2冊	700円
和歌山市の環境 令和5年版 令和4年度報告	380円	1冊	380円
令和元年度版 職員録	1,300円	1冊	1,300円
令和4年度版 職員録	1,530円	1冊	1,530円
令和5年度版 職員録	1,570円	103冊	161,710円
一般廃棄物管理票(1枚:5円/1000枚) 5,000円/箱	5,000円	46.012冊	230,060円
	合計	213.012冊	449,330円

3 主な配架資料

資料コーナーの主な配架資料は、表3のとおりです。

表3 資料コーナーの主な配架資料

区 分		資 料 名 等
市 長 公 室	企 画 政 策 部	・市勢要覧 ・市政世論調査概要 ・暮らしのページ ・市報わかやま ・和歌山市長期総合計画 ・統計資料 など
総 務 局	総 務 部	・和歌山市公報 ・和歌山市例規集 ・和歌山市職員録 ・個人情報ファイル簿 など
危 機 管 理 局	危 機 管 理 部	・和歌山市地域防災計画 ・和歌山市水防計画 ・防災マップ ・和歌山市交通安全計画 など
財 政 局	財 政 部	・定例市議会議案 ・予算説明書 ・和歌山市の財政 など
	税 務 部	・市税概要 ・市税のしおり など
市 民 環 境 局	市 民 部	・住民基本台帳による指定区別人口及び世帯数調 ・指定区別年齢別男女別人口調 ・男女共生社会に関するアンケート調査報告書 ・和歌山市男女共生推進行動計画 ・和歌山市人権施策行動計画指針 など
	環 境 部	・和歌山市環境基本計画 ・和歌山市の環境 ・清掃事業概要 など
健 康 局	保 険 医 療 部	—
	健 康 推 進 部	・健康わかやま21 ・保健所年報 ・衛生研究所業務報告書 など
福 祉 局	社 会 福 祉 部	・和歌山市障害者計画及び和歌山市障害福祉計画 ・わかやま市の福祉 ・和歌山市高齢者福祉計画 など
	こども未来部	・和歌山市子ども・子育て支援事業計画 ・和歌山市父子手帳 など
産 業 交 流 局	産 業 部	・わかやまし産業ファイル など
	観 光 国 際 部	・史跡和歌山城 など
	文 化 ス ポ ー ツ 部	・写真にみる戦後の和歌山 ・写真にみるあのころの和歌山 ・和歌山市内遺跡発掘調査概報 ・和歌山市立博物館研究紀要 など
	農 林 水 産 部	—
都 市 建 設 局	建 設 総 務 部	・公共工事コスト縮減対策に関する行動計画 ・入札登録業者一覧 ・発注見込工事一覧 など
	道 路 河 川 部	・防災マップ 洪水版
	建 築 住 宅 部	・地域住宅計画 ・和歌山市営住宅ストック総合活用計画 など
	都 市 計 画 部	・和歌山市都市計画マスタープラン ・建築行政年報 ・和歌山市道路位置指定取扱要領 など
出 納 室		・和歌山市歳入歳出決算書 など
教 育 委 員 会	教 育 学 習 部	・和歌山市の教育 ・教育広報わかやまし ・和歌山市の社会教育 ・市民図書館要覧 など
	学 校 教 育 部	・学校便覧 ・えがお ・あゆみ など
選 挙 管 理 委 員 会		・選挙の結果 ・地方選挙のあゆみ など
人 事 委 員 会		・人事委員会年報 ・職員の給与等に関する報告書及び勧告 など
監 査 委 員 会		・包括外部監査結果報告書 ・各会計歳入歳出決算審査意見書 など
農 業 委 員 会		・農地資料 など
公 営 企 業 管 理 者 (企 業 局)	経 営 管 理 部	・和歌山市水道統計年報 ・公営企業会計決算書 など
	水 道 工 務 部	・水質年報 など
	下 水 道 部	・下水道の概要 など
消 防 局		・消防年報 ・火災・救急・救助統計 ・和歌山市消防計画 など
議 会		・市政概要 ・和歌山市議会会議録 ・市議会だより など
国 等		・各種白書 ・官報 など
そ の 他		・住民基本台帳人口要覧 ・各種辞典 ・各種年鑑 など

4 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義

個人情報保護制度とは、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、市の保有個人情報の開示、訂正、利用停止を請求する権利を明らかにし、実施機関に対しては、本人の請求に応じて保有個人情報の開示、訂正、利用停止をしなければならない義務を負わせる制度のことをいいます。

この制度は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

本市では平成13年4月以降、「和歌山市個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）」に基づく制度でしたが、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）」が改正されたことに伴い、地方公共団体の個人情報保護制度は、令和5年4月1日から新たな法制度による全国的な共通ルールのもとで運用されることとなりました。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 実施機関

個人情報保護法に基づく個人情報保護制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長

※議会については、個人情報保護法の対象外となるため、和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例に基づき個人情報保護制度を実施しています。

(2) 個人情報の範囲

生存する個人に関する情報であって、氏名や生年月日、その他の記述などにより、その情報の本人が誰であるかを特定できるもの。

(3) 保有個人情報の範囲

職員が職務上作成・取得し、職員が組織的に利用するものとして保有する、公文書に記録されているもの。

(4) 個人情報の保有・取得に関するルール

- ・法令（条例を含む。）の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、保有する。
- ・利用目的について、具体的かつ個別的に特定する。
- ・利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有できない。
- ・直接書面に記録された個人情報を取得するときは、原則として本人に利用目的をあらかじめ明示する。
- ・偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。
- ・違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用しない。
- ・苦情等に適切かつ迅速に対応する。

(5) 保有個人情報の保管・管理に関するルール

- ・過去又は現在の事実と合致するように努める。
- ・漏えい等が生じないように、安全に管理する。
- ・従業者及び委託先にも安全管理を徹底する。
- ・個人情報保護委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、個人情報保護委員会に対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。
- ・本市においては、和歌山市情報セキュリティポリシーを遵守する。

(6) 保有個人情報の利用・提供に関するルール

- ・利用目的以外のために自ら利用又は提供してはならない。（法令に規定に基づく場合や利用又は提供することに相当の理由がある場合などを除く。）
- ・外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。

(7) 保有個人情報の開示

ア 開示請求権

(ア) 何人も、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。

(イ) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって開示を請求することができます。

イ 保有個人情報の開示義務

保有個人情報の開示請求があったときは、原則として開示しなければなりません。ただし、次の項目に該当する情報については開示しないことができます。

(ア) 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(イ) 開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報

(ウ) 法人等に関する情報

(エ) 審議、検討等に関する情報

(オ) 事務又は事業に関する情報

ウ 開示・不開示の決定及び通知

実施機関は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を29日を限度として延長することができます。）に開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき上述した29日以内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとしています。

エ 第三者からの意見聴取

請求に係る保有個人情報の中に第三者に関する個人情報が記録されているときは、第三者の権利、利益の保護を図るため、当該第三者の意見を聴くことができます。

オ 開示の方法

請求者に対する保有個人情報の開示は、原本又はその写しを閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することにより行います。

カ 他の制度による開示の実施

実施機関は、他の法令（条例を含む。）の規定により保有個人情報が本条例に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には、本条例の規定に関わらず当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示は行いません。

(8) 保有個人情報の訂正

ア 訂正請求権

(ア) 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができます。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令（条例を含む。）の規定により特別の手續が定められているときは、この限りではありません。

(イ) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって訂正を請求することができます。

(ウ) 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内に行なわれなければなりません。

イ 保有個人情報の訂正義務

保有個人情報の訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければなりません。

ウ 訂正の決定及び通知

実施機関は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に訂正決定等（訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨の決定又は訂正しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りることとしています。

(9) 保有個人情報の利用停止

ア 利用停止の請求

(ア) 何人も、自己を本人とする保有個人情報が個人情報保護法の規定に違反して保有や利用、提供をされていると思料するときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができます。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りではありません。

(イ) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって利用停止請求をすることができます。

(ウ) 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内に行なわれなければなりません。

イ 保有個人情報の利用停止義務

保有個人情報の利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければなりません。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りではありません。

ウ 利用停止の決定及び通知

実施機関は、保有個人情報の利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内（やむを得ない理由があるときは、その期間を60日を限度として延長することができます。）に利用停止決定等（利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止する旨の決定又は利用停止しない旨の決定をいう。）をし、請求者に書面により通知しなければなりません。

ただし、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りることとしています。

(10) 請求者の費用負担

ア 保有個人情報の閲覧及び視聴に係る費用は無料としますが、写しの交付に要する手数料は、A3サイズまで1面につき単色刷り10円、多色刷り40円を徴収します。

イ 保有個人情報の訂正、利用停止の請求に係る手数料は、無料とします。

(11) 救済手続

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、審査請求があった場合、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を最大限尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければなりません。

(12) 個人情報ファイル※の公表等に関するルール

・個人情報ファイル簿を作成・公表する。

※市の事務や事業を行うために、氏名や生年月日などの個人情報をコンピュータ等を用いて検索できるように体系的に構成したもの、または、コンピュータ等を用いなくても氏名や生年月日などにより個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したもの

(13) 罰則

ア 個人情報の不適切な取扱いをした者には、罰則が科されます。

イ 保有個人情報を不正の手段で開示決定に基づく開示を受けた者には、罰則が科されます。

3 個人情報保護制度の経緯

年 月 日	検 討 事 項
昭和57年12月	○和歌山市電子計算組織の管理運営及び個人情報保護に関する規程施行
平成8年2月	○和歌山市行政改革大綱策定 ・電算規程を所管する総務部情報システム課が、マニュアル処理までを含めた個人情報保護条例を策定することとなる。
平成9年2月	○和歌山市行政改革実施計画策定 ・個人情報保護条例の制定が明記される。
平成10年4月27日 ～5月29日	○個人情報に関する市民アンケート調査の実施
平成10年8月	○個人情報状況調査の実施 ・市の組織が現在保有する個人情報の大要を把握
平成12年3月29日	○個人情報保護制度検討部会（第1回）の開催 ・情報公開審査会委員で構成。個人情報保護制度の導入について検討を開始
平成12年4月17日	○個人情報保護制度検討部会（第2回）の開催 議題・個人情報保護制度の基本的な考え方について
平成12年4月26日	○個人情報保護制度検討部会（第3回）の開催 議題・総則的事項について
平成12年5月10日	○個人情報保護制度検討部会（第4回）の開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（個人情報取扱事務の届出及び収集の制限について）
平成12年5月25日	○個人情報保護制度検討部会（第5回）の開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（利用・提供の制限について）
平成12年6月5日	○個人情報保護制度検討部会（第6回）の開催 議題・個人情報の適正な取扱いの確保について（電子計算機による処理及び結合の制限、適正管理及び外部委託について）
平成12年6月14日	○個人情報保護制度検討部会（第7回）の開催 議題・個人情報の開示請求について

平成12年	6月16日	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護制度検討部会（第8回）の開催 議題・個人情報の訂正（削除）請求について <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いの中止請求について ・手数料について ・救済制度について ・苦情の処理について ・審査会及び審議会について ・雑則的事項について ・民間部門が保有する個人情報に対する保護対策について ・罰則について ・個人情報保護制度実施に向けた諸課題について
平成12年	6月30日	○情報公開審査会（個人情報保護制度検討部会）が「和歌山市の個人情報保護制度化についての提言」を市長に提出
平成12年	9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市個人情報保護条例制定 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例制定 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例制定
平成13年	1月1日	○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例施行
平成13年	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市個人情報保護条例施行 ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例施行
平成15年	4月1日	○和歌山市手数料条例を一部改正し、写しの交付に要する費用を1枚20円から1面10円に減額
平成15年	8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市個人情報保護条例一部改正（罰則規定を新設） ○和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例一部改正（罰則規定を新設） ○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例一部改正（罰則規定を新設）
平成16年	4月1日	○和歌山市個人情報保護条例一部改正（委託に伴う措置等に関する規定を整備）
平成20年	4月1日	○和歌山市個人情報保護条例一部改正（個人情報保護制度の強化並びに行政機関個人情報保護法及び情報公開条例との整合性を図るため全面的な見直しを行い、規定を整備）
平成25年	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の施行に伴い「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。
平成27年	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山市手数料条例一部改正 ○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・写しの交付に要する費用に光ディスクに複写したもの（1枚直径120ミリメートル 50円）追加

	<p>○和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所掌事務に特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べることを追加
<p>平成27年10月 5日</p>	<p>○和歌山市個人情報保護条例一部改正</p> <p>○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う、特定個人情報保護規定を追加
<p>平成28年 4月 1日</p>	<p>○和歌山市個人情報保護条例一部改正</p> <p>○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政不服審査法の全部改正に伴う所要の改正
<p>令和 2年 4月 1日</p>	<p>○和歌山市手数料条例一部改正</p> <p>○和歌山市個人情報保護条例施行規則一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写しの交付に要する費用に、公文書をスキャナにより読み取り光ディスクに複写したもの（光ディスク1枚50円に公文書1面ごとに10円）追加
<p>令和 5年 4月 1日</p>	<p>○個人情報の保護に関する法律が適用されることに伴う制定・改廃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山市個人情報保護条例廃止 ・和歌山市個人情報保護条例施行規則廃止 ・和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例制定 ・和歌山市個人情報の保護に関する法律施行細則制定 ・和歌山市情報公開・個人情報保護審査会条例、和歌山市情報公開・個人情報保護審議会条例及び和歌山市手数料条例一部改正

5 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報ファイル簿の総数

実施機関が保有する個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとなっています。（本人の数が1,000人以上の個人情報ファイルが対象）

令和5年度の公表状況は、表1のとおりです。

表1 個人情報ファイル簿の公表状況

実施機関名		公表件数
市長	市長公室	11
	総務局	2
	危機管理局	4
	財政局	14
	市民環境局	24
	健康局	79
	福祉局	46
	産業交流局	9
	都市建設局	30
	出納室	1
	小計	220
教育委員会		22
選挙管理委員会		1
人事委員会		—
監査委員		—
農業委員会		9
固定資産評価審査委員会		—
公営企業業者 (企業局)		5
消防長		11
合計		268

2 個人情報開示請求等の処理状況

令和5年度の開示請求件数は、90件ありました。
開示請求に対する処理状況は、表3のとおりです。

表3 個人情報開示請求処理状況

区 分	請求件数	処 理 状 況 (件)					
		開 示	部分開示	不開示	却 下	取下げ	処理中
R5年度	90	26	59(2)	6	—	1	—
R4年度	358	270	77	8	—	1	2
R3年度	333	245	83	5	—	—	—
R2年度	262	196	59	1	—	6	—
R元年度	335	236	90	3	—	6	—

* 令和4年度以前は簡易開示請求件数を含みます。令和5年度からは簡易開示制度がなくなりました。

3 個人情報開示請求等の実施機関別請求件数

実施機関別の開示請求等件数は、表4のとおりです。

表4 実施機関別個人情報開示請求等件数

区 分		R 5年度
市 長	市 長 公 室	—
	総 務 局	—
	危 機 管 理 局	—
	財 政 局	3
	市 民 環 境 局	4 2
	健 康 局	1 6
	福 祉 局	2 3
	産 業 交 流 局	—
	都 市 建 設 局	1
	出 納 室	—
	小 計	8 5
教 育 委 員 会		0
選 挙 管 理 委 員 会		—
人 事 委 員 会		1
監 査 委 員		—
農 業 委 員 会		3
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		—
公 営 企 業 管 理 者 (企 業 局)		—
消 防 長		1
合 計		9 0

4 部分開示、不開示の理由別内訳

部分開示又は不開示と決定した事例における不開示の理由は、表5-1のとおりです。なお、令和4年度までにおける個人情報保護条例に基づく不開示の理由は、表5-2のとおりです。

表5-1 個人情報保護法の規定による部分開示、不開示の理由別内訳（件数）

理 由		R 5 年度	—	—	—	—
第 78 条 第 1 項 区 分	(1) 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	—				
	(2) 開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報	4 4				
	(3) 法人等に関する情報	3 3				
	(6) 審議、検討等に関する情報	—				
	(7) 事務又は事業に関する情報	1 2				
文書不存在		8				
法の適用除外		—				
存否応答拒否		1				

- * 第78条第1項区分欄の括弧内の数字は、法第78条第1項の号番号を示しています。
- * 実施機関においては第78条第1項第4号及び第5号を適用し不開示にすることはないため表中に記載していません。
- * 請求の対象となる公文書の存否を答えるだけで法第78条第1項の不開示情報を開示する結果となることから、存否応答拒否により処分を行ったものについては、存否応答拒否に計上していません。
- * 過年度に処理中となっていたものを処理した件数も計上しています。
- * 1件中に複数の理由が存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

表5-2 個人情報保護条例の規定による部分開示、不開示の理由別内訳（件数）

理 由		R 5 年度	R 4 年度	R 3 年度	R 2 年度	R 元年度
第 15 条 区 分	(1)法令秘情報	—	—	1	—	—
	(2)医療情報	—	1	1	—	—
	(3)未成年者情報	—	—	1	—	—
	(4)第三者情報	2	66	64	48	76
	(5)法人等事業活動情報	1	31	35	31	43
	(6)公共の安全等情報	—	13	10	8	10
	(7)意思形成過程情報	—	—	1	1	—
	(8)事務事業執行情報	—	5	6	5	11
文書不存在		—	14	11	2	5
条例の適用除外		—	—	—	—	—
存否応答拒否		—	—	—	—	—

* 第15条区分欄の括弧内の数字は、条例第15条の号番号を示しています。

* 請求の対象となる公文書の存否を答えるだけで条例第15条の不開示情報を開示する結果となることから、存否応答拒否により処分を行ったものについては、存否応答拒否に計上しています。

* 過年度に処理中となっていたものを処理した件数も計上しています。

* 1件中に複数の理由が存在するものは、それぞれの欄に計上しています。

5 審査請求の処理状況

個人情報開示請求等に対する不開示等の決定についての審査請求の処理状況は、表6のとおりです。

表6 審査請求の処理状況（件数）

		R 5 年度	R 4 年度	R 3 年度	R 2 年度	R 元年度
審 査 請 求		2	—	3	5	1
処 理 状 況	棄 却	—	—	2	2	1
	認 容	—	1	1	—	—
	一 部 認 容	1	—	—	4	—
	却 下	—	—	—	—	—
	取 下 げ	—	—	—	—	—
	処 理 中	2	1	2	2	3

* 処理中は各年度末における件数です。

* 各件数は開示請求を基準とした審査請求件数です。

6 情報公開・個人情報保護審査 会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

情報公開・個人情報保護審査会は、公文書の不開示等決定並びに個人情報の不開示等決定、不訂正等決定及び利用停止等決定に対して審査請求があった場合に、実施機関からの諮問に応じて当該決定の是非を審査し、答申を行う機関です。

令和5年度の情報公開・個人情報保護審査会の開催状況は、次のとおりです。

情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

第72回	令和5年6月9日(金)	諮問第82号についての審議 諮問第83号についての審議 諮問第85号についての審議 諮問第86号についての審議 諮問第87号についての審議 諮問第88号についての審議 諮問第89号についての審議 諮問第90号についての審議
第73回	令和5年8月3日(木)	諮問第85号についての審議 諮問第88号についての審議 諮問第90号についての審議 諮問第91号についての審議 諮問第92号についての審議 諮問第93号についての審議 諮問第94号についての審議
第74回	令和5年9月29日(金)	諮問第89号についての審議 諮問第91号についての審議 諮問第92号についての審議 諮問第93号についての審議 諮問第94号についての審議 諮問第95号についての審議 諮問第96号についての審議 諮問第97号についての審議 諮問第98号についての審議 諮問第99号についての審議
第75回	令和5年10月30日(月)	諮問第89号についての審議 諮問第92号についての審議 諮問第93号についての審議 諮問第94号についての審議 諮問第95号についての審議 諮問第96号についての審議 諮問第97号についての審議 諮問第98号についての審議 諮問第99号についての審議

第 76 回	令和 5年12月22日 (金)	諮問第 89 号についての審議 諮問第 92 号についての審議 諮問第 93 号についての審議 諮問第 94 号についての審議 諮問第 95 号についての審議 諮問第 96 号についての審議 諮問第 97 号についての審議 諮問第 98 号についての審議 諮問第 99 号についての審議 諮問第 100 号についての審議 諮問第 101 号についての審議 諮問第 102 号についての審議 諮問第 103 号についての審議
第 77 回	令和 6年 2月 2日 (金)	諮問第 92 号についての審議 諮問第 100 号についての審議 諮問第 101 号についての審議 諮問第 102 号についての審議 諮問第 103 号についての審議
第 78 回	令和 6年 3月19日 (火)	諮問第 100 号についての審議 諮問第 101 号についての審議 諮問第 102 号についての審議 諮問第 103 号についての審議 諮問第 104 号についての審議 諮問第 105 号についての審議 諮問第 106 号についての審議 諮問第 107 号についての審議 諮問第 112 号についての審議

2 情報公開・個人情報保護審査会の審議案件の概要

情報公開・個人情報保護審査会の審議案件については次のとおりです。

(諮問第82号)

開示請求に係る公文書の件名	文書主任（文書副主任）報告書（主管課取りまとめ用）
実施機関	市長（総務課）
開示請求年月日	令和2年9月28日
決定年月日	令和2年10月12日
決定の内容	部分開示
不開示理由	公共の安全等に関する情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和3年1月4日
諮問年月日	令和4年2月14日
答申年月日	令和5年6月20日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第83号)

開示請求に係る公文書の件名	和歌山市情報公開・個人情報保護審査会委員就任の承認の件
実施機関	市長（総務課）
開示請求年月日	令和2年5月28日
決定年月日	令和2年10月29日
決定の内容	部分開示
不開示理由	個人情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和3年2月2日
諮問年月日	令和4年4月6日
答申年月日	令和5年6月20日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第84号)

開示請求に係る公文書の件名	令和3年4月1日に実施する市の職員の採用に係る発令式における市長の訓示に係る原稿の案に係る公文書
実施機関	市長（人事課）
開示請求年月日	令和3年4月1日
決定年月日	令和3年4月8日
決定の内容	部分開示
不開示理由	意思形成過程情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和3年7月9日
諮問年月日	令和4年5月17日
答申年月日	令和5年4月5日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第 8 5 号)

開示請求に係る 公文書の件名	①平成30年度相談受付第77号 ②平成30年度相談受付第152号 ③平成30年度相談受付第157号 ④令和元年度相談受付第73号 ⑤令和元年度相談受付第127号 ⑥令和2年度相談受付第61号 ⑦令和2年度相談受付第71号 ⑧令和2年度相談受付第85号
実施機関	市長（総務課）
開示請求年月日	令和2年10月22日
決定年月日	令和2年12月18日
決定の内容	部分開示
不開示理由	個人情報、意思形成過程情報、事務事業執行情報及び公共の安全等に関する情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和3年3月22日
諮問年月日	令和4年10月12日
答申年月日	令和5年8月9日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第 8 6 号)

開示請求に係る 公文書の件名	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 課別組織目標設定シート（総務課分） ・令和2年度 課別組織目標設定シート（総務課分） ・令和2年度 課別組織目標設定シート（市政情報課分） ・令和元年度 課別組織目標設定シート（総務課分） ・平成31年度 課別組織目標設定シート（市政情報課分） ・平成30年度 課別組織目標設定シート（総務課分） ・平成30年度 課別組織目標設定シート（市政情報課分） ・平成29年度 課別組織目標設定シート（総務課分） ・平成28年度 課別組織目標設定シート（総務課分）
実施機関	市長（総務課）
開示請求年月日	令和3年5月6日
決定年月日	令和3年5月20日
決定の内容	部分開示
不開示理由	意思形成過程情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和3年8月23日
諮問年月日	令和4年10月12日
答申年月日	令和5年6月20日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第 87号)

開示請求に係る公文書の件名	令和元年10月24日に実施した市長定例記者会見に係る市長の手持ち資料に係る公文書
実施機関	市長（広報広聴課）
開示請求年月日	令和3年5月7日
決定年月日	令和3年5月21日
決定の内容	不開示
不開示理由	対象の公文書を作成しておらず、不存在のため。
審査請求年月日	令和3年8月24日
諮問年月日	令和4年10月17日
答申年月日	令和5年6月20日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第 88号)

開示請求に係る公文書の件名	総務局総務部人事課の職員の職又はこれに相当する職に係る事務の引継ぎに関し平成30年4月1日以降に作成し、又は取得した公文書
実施機関	市長（人事課）
開示請求年月日	令和2年11月5日
決定年月日	令和2年11月18日
決定の内容	不開示
不開示理由	対象となる公文書を作成又は取得しておらず、不存在のため。
審査請求年月日	令和3年2月19日
諮問年月日	令和4年10月26日
答申年月日	令和5年8月9日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第 89号)

開示請求に係る公文書の件名	いわゆる差別事件の発生に関する報告に関する公文書（人権同和施策課の管理するものに限る。）
実施機関	市長（人権同和施策課）
開示請求年月日	令和3年4月14日
決定年月日	令和3年5月7日
決定の内容	部分開示
不開示理由	個人情報、事務事業執行情報及び公共の安全等に関する情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和3年8月10日
諮問年月日	令和4年11月1日
答申年月日	令和5年12月28日
審査会の結論	実施機関が不開示とした部分の一部を開示すべきである。また、不開示とする理由について、改めて理由を付記すべきである。

(諮問第90号)

開示請求に係る公文書の件名	令和3年度組織改正検討課題調査票（全局分）
実施機関	市長（行政経営課）
開示請求年月日	令和3年5月6日
決定年月日	令和3年5月20日
決定の内容	部分開示
不開示理由	意思形成過程情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和3年8月23日
諮問年月日	令和4年11月7日
答申年月日	令和5年8月9日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第91号)

開示請求に係る公文書の件名	地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定による委任又は同条の規定により補助執行させること（規則によるものを除く。）に関する決裁に関する公文書
実施機関	市長（行政経営課）
開示請求年月日	令和3年4月30日
決定年月日	令和3年6月25日
決定の内容	不開示
不開示理由	不存在のため。
審査請求年月日	令和3年9月28日
諮問年月日	令和4年11月7日
答申年月日	令和5年10月5日
審査会の結論	実施機関の決定は、実施機関が認容する理由の不備を除き、妥当である。

(諮問第92号)

開示請求に係る保有個人情報の件名	令和3年度第2回和歌山市職員採用試験受験申込書、面接カードA、面接カードB、総合得点及び試験種目別得点並びに総合得点に基づく順位、試験結果についての決裁、試験結果一覧表、採用試験評価表
実施機関	人事委員会（人事委員会事務局）
開示請求年月日	令和3年11月26日
決定年月日	令和3年12月8日
決定の内容	部分開示
不開示理由	事務事業執行情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和4年3月9日
諮問年月日	令和4年11月21日
答申年月日	令和6年2月8日
審査会の結論	実施機関が不開示とした部分の一部を開示すべきである。

(諮問第93号)

開示請求に係る公文書の件名	平成31年度（令和元年度）中に和歌山市役所11階教育委員室において開催された教育委員会の会議の議事録
実施機関	教育委員会（教育政策課）
開示請求年月日	令和3年5月13日
決定年月日	令和3年7月9日
決定の内容	部分開示
不開示理由	個人情報、事務事業執行情報及び公共の安全等に関する情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和3年10月12日
諮問年月日	令和4年11月25日
答申年月日	令和5年12月28日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第94号)

開示請求に係る公文書の件名	令和2年度中に和歌山市役所11階教育委員室において開催された教育委員会の会議の議事録
実施機関	教育委員会（教育政策課）
開示請求年月日	令和3年5月13日
決定年月日	令和3年7月9日
決定の内容	部分開示
不開示理由	個人情報、意思形成過程情報、事務事業執行情報及び公共の安全等に関する情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和3年10月12日
諮問年月日	令和4年11月25日
答申年月日	令和5年12月28日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第95号)

開示請求に係る公文書の件名	市長のメールアドレス（公用のものに限る。）により受信し、又は送信した電子メールに係る公文書
実施機関	市長（秘書課）
開示請求年月日	令和3年3月31日
決定年月日	令和3年5月28日
決定の内容	不開示
不開示理由	法令秘情報が含まれているため。 （審理手続において対象公文書の不存在を主張）
審査請求年月日	令和3年8月30日
諮問年月日	令和5年2月15日
答申年月日	令和5年12月28日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第96号)

開示請求に係る公文書の件名	副市長のメールアドレス（公用のものに限る。）により受信し又は送信した電子メールに係る公文書
実施機関	市長（秘書課）
開示請求年月日	令和3年3月31日
決定年月日	令和3年5月28日
決定の内容	不開示
不開示理由	法令秘情報が含まれているため。 （審理手続において対象公文書の不存在を主張）
審査請求年月日	令和3年8月30日
諮問年月日	令和5年2月15日
答申年月日	令和5年12月28日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第97号)

開示請求に係る公文書の件名	令和3年8月31日に市において秘書課に対し付与したメールアドレスにより受信し、又は送信した電子メールに係る公文書
実施機関	市長（秘書課）
開示請求年月日	令和3年8月31日
決定年月日	令和3年10月29日
決定の内容	不開示
不開示理由	法令秘情報が含まれているため。 （審理手続において対象公文書の不存在を主張）
審査請求年月日	令和4年1月31日
諮問年月日	令和5年2月15日
答申年月日	令和5年12月28日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第98号)

開示請求に係る公文書の件名	市において市長に対し付与したメールアドレスにより受信し、又は送信した電子メール（その受信又は送信に係るメールアドレスに市において市長若しくは市長部局の職員又は市長部局の組織に付与したメールアドレス以外のメールアドレスが含まれるものを除く。）に係る公文書（令和3年3月31日の時点において公文書として保有していたものを除く。）
実施機関	市長（秘書課）
開示請求年月日	令和3年8月31日
決定年月日	令和3年10月29日
決定の内容	不開示
不開示理由	法令秘情報が含まれているため。 （審理手続において対象公文書の不存在を主張）
審査請求年月日	令和4年1月31日
諮問年月日	令和5年2月15日
答申年月日	令和5年12月28日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第99号)

開示請求に係る公文書の件名	市において市長に対し付与したメールアドレスにより受信し、又は送信した電子メール（その受信又は送信に係るメールアドレスに市において市長若しくは市長部局の職員又は市長部局の組織に付与したメールアドレス以外のメールアドレスが含まれるものに限る。）に係る公文書（令和3年3月31日の時点において公文書として保有していたものを除く。）
実施機関	市長（秘書課）
開示請求年月日	令和3年8月31日
決定年月日	令和3年10月29日
決定の内容	不開示
不開示理由	法令秘情報が含まれているため。 （審理手続において対象公文書の不存在を主張）
審査請求年月日	令和4年1月31日
諮問年月日	令和5年2月15日
答申年月日	令和5年12月28日
審査会の結論	実施機関の決定は妥当である。

(諮問第100号)

開示請求に係る公文書の件名	令和〇年〇〇月〇〇日、和歌山市〇〇〇〇〇〇で発生した建物火災の火災調査書
実施機関	処分庁：消防長（予防課）、審査庁：市長（総務課）
開示請求年月日	令和4年10月17日
決定年月日	令和4年10月31日
決定の内容	部分開示
不開示理由	個人情報及び事務事業執行情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和4年11月16日
諮問年月日	令和5年4月20日
答申年月日	令和6年3月25日
審査会の結論	処分庁の決定は妥当である。

(諮問第101号)

開示請求に係る公文書の件名	和歌山市子ども会連絡協議会の規約その他の和歌山市子ども会連絡協議会の組織又は運営に関する事項に関しその概要を示した公文書（当該公文書として同一の事項を内容とする複数の公文書が存する場合にあっては、その公文書については、その公文書のうち最新の内容を示したものに限る。）
実施機関	教育委員会（青少年課）
開示請求年月日	令和2年11月15日
決定年月日	令和2年11月19日
決定の内容	部分開示
不開示理由	法人等事業活動情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和3年2月19日
諮問年月日	令和5年6月6日
答申年月日	審議中
審査会の結論	—

(諮問第102号)

開示請求に係る公文書の件名	市長の職に係る日程表（令和2年4月1日から同年10月31日までの期間に係るものに限る。）
実施機関	市長（秘書課）
開示請求年月日	令和2年11月9日
決定年月日	令和2年11月24日
決定の内容	開示
不開示理由	—
審査請求年月日	令和3年1月7日
諮問年月日	令和5年7月25日
答申年月日	審議中
審査会の結論	—

(諮問第103号)

開示請求に係る公文書の件名	副市長の職に係る日程表（令和2年4月1日から同年10月31日までの期間に係るものに限る。）
実施機関	市長（秘書課）
開示請求年月日	令和2年11月9日
決定年月日	令和2年11月24日
決定の内容	不開示
不開示理由	作成しておらず不存在のため。
審査請求年月日	令和3年1月7日
諮問年月日	令和5年7月25日
答申年月日	審議中
審査会の結論	—

(諮問第104号)

開示請求に係る公文書の件名	令和元年8月6日付「顧問弁護士と相談について（申請）」
実施機関	教育委員会（青少年課）
開示請求年月日	令和2年7月28日
決定年月日	令和2年8月11日
決定の内容	部分開示
不開示理由	意思形成過程情報及び事務事業執行情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和2年11月16日
諮問年月日	令和5年8月7日
答申年月日	審議中
審査会の結論	—

(諮問第105号)

開示請求に係る公文書の件名	令和元年8月16日付「顧問弁護士と法律相談について（報告）」
実施機関	教育委員会（青少年課）
開示請求年月日	令和2年7月28日
決定年月日	令和2年8月11日
決定の内容	部分開示
不開示理由	意思形成過程情報及び事務事業執行情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和2年11月16日
諮問年月日	令和5年8月7日
答申年月日	審議中
審査会の結論	—

(諮問第106号)

開示請求に係る公文書の件名	青少年課長、青少年課副課長その他の青少年課の職員が作成した事務引継書
実施機関	教育委員会（青少年課）
開示請求年月日	令和3年5月6日
決定年月日	令和3年5月20日
決定の内容	部分開示
不開示理由	意思形成過程情報が含まれているため。
審査請求年月日	令和3年8月20日
諮問年月日	令和5年8月7日
答申年月日	審議中
審査会の結論	—

(諮問第107号)

開示請求に係る公文書の件名	「HYDE氏記念ギャラリー」に展示してあるHYDE氏のサイン
実施機関	市長（観光課）
開示請求年月日	令和3年7月7日
決定年月日	令和3年7月21日
決定の内容	却下
不開示理由	公文書として取得していないため。
審査請求年月日	令和3年10月21日
諮問年月日	令和5年8月30日
答申年月日	審議中
審査会の結論	—

(諮問第112号)

開示請求に係る公文書の件名	事務局教育学習部青少年課の職員の職又はこれに相当する職に係る事務の引継ぎに関し作成し、又は取得した公文書
実施機関	教育委員会（青少年課）
開示請求年月日	令和2年11月30日
決定年月日	令和2年12月14日
決定の内容	不開示
不開示理由	作成又は取得していないため不存在のため。
審査請求年月日	令和3年1月4日
諮問年月日	令和6年2月2日
答申年月日	審議中
審査会の結論	—

3 情報公開・個人情報保護審査会委員

情報公開・個人情報保護審査会の委員は、次のとおりです。

情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(令和6年3月31日時点)

	氏名	職名等
会長	廣谷 行敏	弁護士
職務代理	谷口 拓	弁護士
委員	田又 俊男	
委員	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
委員	湯川 正文	和歌山県労働者福祉協議会専務理事

※会長及び職務代理以外の委員の氏名は、五十音順で記載しています。

7 情報公開・個人情報保護審議 会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

情報公開・個人情報保護審議会は、和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例及び和歌山市議会の個人情報の保護に関する条例の規定による諮問に応じ調査審議し、また特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる機関です。

情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関し意見を述べることもできます。

令和5年度は情報公開・個人情報保護審議会の開催がありませんでした。

2 情報公開・個人情報保護審議会委員

情報公開・個人情報保護審議会の委員は、次のとおりです。

情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(令和6年3月31日時点)

	氏名	職名等
会長	小泉 真一	弁護士
職務代理	尾野 大樹	弁護士
委員	内尾 文隆	和歌山大学 クロスカル教育機構 学術情報センター 教授
委員	大山 輝光	和歌山信愛大学 副学長
委員	雑賀 静夫	公募
委員	塚田 晃司	和歌山大学システム工学部 ネットワーク情報学メジャー 教授
委員	古川 渉	公募
委員	山本 龍一	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会会長

※会長及び職務代理以外の委員の氏名は、五十音順で記載しています。

<資料編>

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第60号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った全部開示決定（以下「当初処分」という。）の取消し（以下「取消処分」という。）及び部分開示決定（以下「再決定処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和2年9月28日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「公開条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「和歌山市文書取扱規程（平成3年訓令第7号）第10条第1項の規定により置かれる文書取扱主任若しくは同訓令第11条第1項の規定により置かれる文書取扱副主任の職又は消防長若しくは公営企業管理者の所管する機関若しくは他の市の機関のこれらの職に相当する職にある者に関しその一覧を示した公文書であって最新の内容を示したもの」（以下「対象公文書」という。）についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和2年10月7日、実施機関は、「文書主任（文書副主任）報告書（主管課取りまとめ用）」を対象公文書として特定し、当初処分を行った。

令和2年10月12日、実施機関は、当初処分において、開示することにより市が管理するシステムの不正利用を容易にされるおそれがある不開示情報（公開条例第7条第5号に該当）が含まれていたため、取消処分を行い、同日、それを不開示とする再決定処分を行った。

3 審査請求

令和3年1月4日、審査請求人は、取消処分及び再決定処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和4年2月14日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次のとおりである。

1 主張①

- (1) 和歌山市行政手続条例（平成7年条例第3号。以下「手続条例」という。）第12条第1項の規定によれば、行政庁は、許認可等を取り消すことをその内容とする不利益処分をしようとするときは、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、聴聞を行わなければならないこととされている。

しかしながら、実施機関は、取消処分及び再決定処分をするのに当たり、審査請求人について聴聞を行っていない。

したがって、取消処分及び再決定処分は、それ自体同項に違反する違法なものである。よって、取消処分及び再決定処分について不服がある。

- (2) 審査請求に係る処分は、取消処分と再決定処分から構成されているところである。取消処分と再決定処分は、形式上は複数の処分であるが、通常、取消処分については、必然的に再決定処分を伴うこと、また、取消処分については、その後に行う再決定処分により、取消処分により取り消す開示決定等の内容を変更することを意図していることに徴し、取消処分と再決定処分は相互に有機的な連関を有し、一体となってその機能を発揮するものであること等に照らすと、その実質においては、一個の処分であるというべきである。

したがって、実施機関においては、取消処分及び再決定処分を一括して取り消すこととすべきである。

- (3) 手続条例第12条第2項の規定によれば、同項各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の規定は適用しないこととされている。

同条第2項第1号は「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。」と規定している。たしかに、取消処分及び再決定処分については、取消処分及び再決定処分により取り消された開示決定等において、実施機関において本来開示しないこととすべきものと考えた情報を開示することとしていたという事情がある。しかしながら、一方で、審査請求人においては、取消処分及び再決定処分により取り消された開示決定等の内容を知ることとなった際に、自ら直ちに実施機関の職員にこのことを申し出るとともに、実施機関の職員との協議の上で、実施機関において取消処分等の手続を行うのであれば、当該開示決定等に基づく開示を受けないこととしてもよい旨を申し出ている。また、実際に、審査請求人においては、取消処分及び再決定処分により取り消された開示決定等が取消処分及び再決定処分により取り消されるに至るまで、当該開示決定等に基づく開示を受けていない。このような事情のもとでは、同号に該当するとはいえない。

同項第2号から第4号までについては、当然該当しない。

同項第5号については、同号の規定を受けて和歌山市行政手続条例施行規則（平成7年規則第51号）第2条において手続条例第12条第2項第5号に規定する場合

の内容が具体的に規定されているところ、取消処分及び再決定処分は、手続条例第12条第2項各号に掲げる処分に該当しないので、該当しない。

以上により、取消処分及び再決定処分については、手続条例第12条第2項各号のいずれにも該当しないので、同条第1項の適用がある。

2 主張②

弁明書の内容からすると、本件に係る争点は、取消処分及び再決定処分について手続条例第12条第2項第1号に該当するかどうかということである。

この点、実施機関側は、弁明書で「当初の決定が存在する以上、実施機関としては、当該文書の開示を求められれば拒めない立場に置かれていたものであり、直ちに当初の決定を取り消すべき緊急性が存在していたものである」と弁明している。しかしながら、これは、再決定処分に係る具体的な事情を離れて制度上の抽象的な可能性があることを示したものにすぎず、直ちに取消処分及び再決定処分の緊急性を導くものではない。

審査請求人は、当初処分の内容に関する疑義を指摘した後、実施機関の職員との協議において、実施機関において取消処分等の手続を行う場合にあっては当初処分に基づく対象公文書の開示を受けないこととしてもよい旨を申し出るなど、実施機関において当初処分を取り消す場合にあっては、当初処分に基づく対象公文書の開示を求めないという姿勢を明確にしている。

また、審査請求人は、自身の権利利益とは関係がないのに自ら直ちに当初処分の内容に関する疑義を指摘しているし、その後、実施機関の内部で取扱いについて協議している間、長時間にわたって市役所資料コーナーにおいて待機し、実施機関の職員から協議を求められた際にはこれに応ずるなど、終始一貫して誠実な対応を示しているのであるから、特に審査請求人が上記の姿勢をみだりに取り下げたりする懸念があったとも考えがたい。

さらに、開示決定等に基づく公文書の開示の日時については、実施機関が指定することとされている（無制約に不合理な指定が許されるわけではないが、事情に応じて必要な対応を講ずることは許されると解される。）ことからすると、仮に審査請求人から当初処分に基づく対象公文書の開示を求められたとしても、その求めがあった日から当初処分に基づく対象公文書の開示の日までの間に取消処分及び再決定処分に相当する処分を行えば足りるものである。あるいは、審査請求人が上記の姿勢を示しているうちに、審査請求人と協議して、聴聞の実施に要する期間を含めた取消処分に要する期間を空けて当初処分に基づく対象公文書の開示の日時を指定するというようなことも考えられたはずである。

これらのことからすると、取消処分及び再決定処分の時点において、実施機関において当初処分に基づく対象公文書の開示を余儀なくされることについての切迫の度合い

は高くなかったというべきであり、取消処分及び再決定処分には緊急性がない。

よって取消処分及び再決定処分については、手続条例第12条第2項第1号に該当しない。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、次のとおりである。

開示を決定した公文書に、開示することにより市が管理する市民情報等を含むシステムの不正利用を容易にされるおそれがある情報セキュリティ上秘匿すべきものがあったため、直ちに取消しを行う必要があった。なお、これについて、審査請求人は、当初処分に基づく請求対象公文書の開示を受けていないため、手続条例第12条第2項第1号の規定する緊急性はない旨の主張を行っているが、当初処分が存在する以上、実施機関としては、当該文書の開示を求められれば拒めない立場に置かれていたものであり、直ちに当初処分を取り消すべき緊急性が存在していたものである。以上のことから、手続条例第12条第2項第1号に該当するとして行った取消処分及び再決定処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

以上のことから、取消処分及び再決定処分は妥当である。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

公開条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った取消処分及び再決定処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

(1) 取消処分の妥当性について

取消処分は、当初処分を取り消すものであり、手続条例第2条第1項第5号イの許認可等を取り消す不利益処分に該当する。実施機関は、取消処分を行うに当たり、手続条例第12条第2項第1号に規定する公益上、緊急に不利益処分をする必要があり、同条第1項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないため、聴聞手続を行わなかった。

再決定処分において不開示となった部分は、市が管理する市民情報等を含むシステムのセキュリティを確保する上で重要な情報であり、公開条例第7条第5号に該

当する当該情報が流出することは、場合によっては、直ちに当該システムの情報セキュリティが危険にさらされ、そのことが市民情報の漏えい等を引き起こし、結果として、市民に甚大な被害をもたらすおそれがある。そのため、市民情報を管理する上で重要な情報セキュリティを確保するため、当該部分を不開示とし、実施機関が手続条例第12条第2項第1号をもって、緊急に取消処分を行う必要はあったものと判断できる。よって、実施機関が聴聞手続を行わずに取消処分を行ったことは妥当である。

(2) 再決定処分の妥当性について

実施機関が再決定処分において不開示とした部分に係る開示しない理由として適用した公開条例第7条第5号は、公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報を不開示とすると規定している。実施機関が再決定処分において不開示とした情報は、市が管理する市民情報等を含むシステムのセキュリティを確保する上で重要な情報であり、同号の規定に該当することから、不開示としたことは妥当である。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

開催日	
令和 4年 2月 14日	諮問書の受理
令和 4年 4月 25日 (第69回審査会)	審 議
令和 4年 10月 7日 (第70回審査会)	審 議
令和 5年 3月 28日 (第71回審査会)	審 議
令和 5年 6月 9日 (第72回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員（第69回審査会から71回審査会まで）

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

答申に関与した審査会委員（第72回審査会）

役職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第61号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った当初の部分開示決定（以下「当初処分」という。）の一部取消し（以下「一部取消処分」という。）及び一部取消後の部分開示決定（以下「再決定処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和2年5月28日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「公開条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「現に在任する和歌山市情報公開・個人情報保護審査会の委員の委嘱（現在の任期に係るものに限る。）に係る決定に係る公文書」（以下「対象公文書」という。）についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和2年6月8日、実施機関は、「和歌山市情報公開・個人情報保護審査会の審査委員の委嘱の決定に係る公文書」を対象公文書として特定し、住所等の個人情報、印影等及び法人の印影を不開示とする当初処分を行った。

令和2年10月29日、実施機関は、当初処分において、個人に関する情報が含まれていたため、一部取消処分を行い、同日、個人に関する情報を不開示とする再決定処分を行った。

3 審査請求

令和3年2月2日、審査請求人は、一部取消処分及び再決定処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和4年4月6日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次のとおりである。

1 主張①

（1）一部取消処分及び再決定処分の一般的な性格

一部取消処分及び再決定処分は、形式上は複数の処分であるが、いずれも単体で存立することを予定しているものではなく、相互に緊密な関係を有し、有機的な連関のもとで一体となってその効果を発揮するものであることからすると、その実質においては一個の処分であるというべきである。

したがって、一部取消処分及び再決定処分については、一個の処分としてその取扱いを検討するのが適当である。

(2) 一部取消処分及び再決定処分と和歌山市行政手続条例の関係

一部取消処分及び再決定処分は、和歌山市行政手続条例(以下「手続条例」という。)第2条第5号に規定する不利益処分に当たる。

また、一部取消処分及び再決定処分は、一部取消処分及び再決定処分について、手続条例第12条第1項第1号アに該当し、かつ、同条第2項各号のいずれにも該当しないので、同条第1項の規定によりあらかじめその名あて人となるべき者について、聴聞を行わなければならない不利益処分に当たる。

(3) 一部取消処分と再決定処分の違法性

一部取消処分及び再決定処分は、手続条例第12条第1項の規定によりあらかじめその名あて人となるべき者について、聴聞を行わなければならない不利益処分に当たる。

しかしながら、実施機関は、一部取消処分及び再決定処分をするのに当たり、その名あて人となるべき者である審査請求人について、聴聞を行っていない。

これは、同項に違反するものであって、一部取消処分及び再決定処分は、それ自体同項に違反する違法なものである。

よって、一部取消処分及び再決定処分について不服がある。

2 主張②

本件に係る争点は、一部取消処分及び再決定処分について、手続条例第12条第2項第1号に該当するかどうかということである。

同号の規定ぶりからすると、同号に該当するというためには、不利益処分について、単に速やかに行う必要があるというだけでは足りず、その実現しようとする公益の内容等に照らし、意見陳述のための手続を執ることができないほどに切迫した緊急性がある(これをパラフレーズすれば、意見陳述のための手続を執らずに直ちに不利益処分を行う場合にあっては、不利益処分が実現しようとする公益を実現することができるが、意見陳述のための手続を執り、その終了を待って不利益処分を行う場合にあっては、不利益処分が実現しようとする公益を実現することが困難となるということである。)ことを要するものというべきである。

この点、実施機関は、当初処分が不開示情報を開示することとしていたものであるこ

とを前提に、既に当初処分に基づく対象公文書の開示として対象公文書の写しの交付を行っていたことをもって一部取消処分及び再決定処分には緊急性があった旨を主張するが、緊急性という用語こそ用いているものの、どのようにして実施機関が主張する事項から同号が要求するところの緊急性を導くことができるのか全くもって不明である。

一部取消処分及び再決定処分により実現しようとした公益は、実施機関が誤って行った当初処分の内容を是正し、改めて当初処分において開示することとした不開示情報（以下「本件不開示情報」という。）を開示しないこととすることにより、本件不開示情報の不開示によって守られることとなる権利利益等を回復することである。もっとも、本件不開示情報は、一度は当初処分に基づく対象公文書の開示を通じて公になったものであるから、一部取消処分及び再決定処分の主眼は、具体的には、本件不開示情報の以後の拡散を防ぐことにあったと考えられる。

そこで、この公益と一部取消処分及び再決定処分との関係を検討するに、一部取消処分及び再決定処分については、同号が要求するところの緊急性があるものではなかったものである。

すなわち、そもそも、一部取消処分及び再決定処分を行ったところで、本件不開示情報の以後の拡散を防ぐ観点からはほとんど無意味である。一部取消処分及び再決定処分は、本件不開示情報を拡散することを禁止し、又は制限するものではなく、一部取消処分及び再決定処分の効果は、せいぜい本件不開示情報が不開示情報であることが鮮明になるとともに、実施機関において正式に当初処分に基づいて交付した対象公文書の写しを回収することができるようになる（もっとも、審査請求人が実施機関に対し対象公文書の写しを返還する義務を生じさせるには至らないものであると解されるし、審査請求人がその前に対象公文書の写しを複写したような場合には、対象公文書の写しを回収しても無意味である。なお、実施機関が実際に審査請求人に対し、対象公文書の写しの回収を申し出てきたのは一部取消処分及び再決定処分の日から一カ月弱が経過した令和2年11月25日であるという程度にとどまる。この点、具体的な事情に即し、審査請求人について、悪意があった場合及び悪意がなかった場合に分けて検討する。まず、審査請求人が悪意をもって本件不開示情報を漏らしたりしようとしていた場合には、本件不開示情報が記載された対象公文書がA4で1枚であり、本件不開示情報が字数にして数文字であることからして、審査請求人は、いつでも容易に対象公文書の写しを複写したり不開示情報をメモしたりすることができたし、さらにいえば、今もなお本件不開示情報を記憶しているのであって、一部取消処分及び再決定処分はほとんど無意味である。また、審査請求人に悪意がなかった場合にも、審査請求人が当初から本件不開示情報が不開示情報であることを認識しており（このことは、実施機関の担当職員に対し当初処分において、本件不開示情報を開示することとしていることに気付いたことを申し出るとともに、必要な対応を講ずるよう求め、実施機関において、当初処

分において本件不開示情報を開示することとしていることを認識する契機を作ったのが審査請求人であることから、実施機関においても明らかであると思われる。)、本件不開示情報をみだりに漏らしたりすることは、情報公開制度の趣旨からいって好ましくないし、場合によっては民法上の不法行為ともなり得ることをも当然に認識していたことからすると、改めて一部取消処分及び再決定処分があったところで、初めてこのような認識を持つというものではないので、一部取消処分及び再決定処分は無意味である。

なお、審査請求人は、一度は本件不開示情報を知ることとなったものの、終始これのみだりに漏らしたりしようとする意思はなく、このことは実施機関においてもある程度明らかであった。すなわち、審査請求人は、当初処分に基づく対象公文書の開示の時点よりは後であるものの、当初処分において、本件不開示情報を開示することとしていることに気付いた時点で、自らそのことを実施機関の職員に対し申し出るとともに、必要な対応を講ずるよう求めているところ、これは本件不開示情報をみだりに漏らしたりしようと考えている者であれば、通常とらない行動であるからである。

そうすると、一部取消処分及び再決定処分については、同号に該当するということはいできない。

以上によれば、本件審査請求に理由があることは明らかであるから、実施機関においては、本件審査請求を認容することとすべきである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、次のとおりである。

開示した対象公文書の中に、個人に関する情報が含まれていたため、当初処分について、直ちに取消しを行う必要があった。さらに、開示した対象公文書の写しを審査請求人に既に交付していたため、当初処分を取り消すべき緊急性が存在していたものである。以上のことから、手続条例第12条第2項第1号に該当するとして一部取消処分及び再決定処分には違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

以上のことから、一部取消処分及び再決定処分は妥当である。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

公開条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った一部取消処分及び再決定処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、

公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

(1) 一部取消処分の妥当性について

一部取消処分は、当初処分の一部を取り消すものであり、手続条例第2条第1項第5号イの許認可等を取り消す不利益処分に該当する。実施機関は、一部取消処分を行うに当たり、手続条例第12条第2項第1号に規定する公益上、緊急に不利益処分をする必要があり、同条第1項に規定する意見陳述のための手続を執ることができなため、聴聞手続を行わなかった。

再決定処分によって不開示とした情報は、個人に関する情報である。この情報は、公開条例第7条第1号において不開示とされる情報であり、また、公開条例第3条においては、実施機関に対し、みだりに公にされることのないよう最大限の配慮が求められ、個人に関する情報の保護に最大限の配慮を払わなければならない義務が課されている。さらに、個人に関する情報が流出し続けることは、本人に対して回復しがたい甚大な被害を与え続けるおそれがあるため、このような事態を解消すべく、実施機関が手続条例第12条第2項第1号をもって、緊急に一部取消処分を行う必要はあったものと判断できる。

よって、実施機関が聴聞手続を行わずに一部取消処分を行ったことは妥当である。

(2) 再決定処分の妥当性について

実施機関が再決定処分において不開示とした部分に係る開示しない理由として適用した公開条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を不開示情報とすると規定している。実施機関が再決定処分において不開示とした情報は、個人に関する情報であり、開示することで特定の個人を識別することができるため、同号の規定により不開示としたことは妥当である。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

開催日	
令和 4年 4月 6日	諮問書の受理
令和 4年 4月 25日 (第69回審査会)	審 議
令和 4年 10月 7日 (第70回審査会)	審 議
令和 5年 3月 28日 (第71回審査会)	審 議
令和 5年 6月 9日 (第72回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員（第69回審査会から第71回審査会まで）

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

答申に関与した審査会委員（第72回審査会）

役職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第62号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和3年4月1日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「令和3年4月1日に実施する市の職員の採用に係る発令式における市長の訓示に係る原稿の案に係る公文書（これに係る決裁に係る公文書を含む。）」（以下「対象公文書」という。）についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和3年4月8日、実施機関は、「令和3年4月1日に実施する市の職員の採用に係る発令式における市長の訓示に係る原稿の案に係る公文書」を対象公文書として特定し、訓示の例文として示した部分を不開示とする本件処分を行った。

3 審査請求

令和3年7月9日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和4年5月17日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

本件に係る争点は、本件処分により開示しないこととした部分に記録された情報（以下「本件情報」という。）が不開示情報（具体的には、条例第7条第3号に掲げる情報である。）に該当するかどうかということである。

実施機関は、処分に係る理由を「市長の訓示に係る原稿の案（例文）は、意思形成に

かかる情報であって実際の訓示と内容が異なるものであり、開示することで不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。」として提示するとともに、実施機関は、本件処分に係る事情を弁明書でより詳細に示している。

審査請求人としては、弁明書に記載された事項が事実である限りにおいて、本件情報が同号の「実施機関内部…における審議、検討、協議等の意思形成過程に関する情報」に該当することは認める。

その上で、弁明書に記載された事項を前提としつつ、本件情報が同号の「公にすることにより、…不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ…があるもの」に該当するかどうかということについて、実施機関は、弁明書で、本件情報を公にすることにより、本件情報が実際の訓示の内容である旨の誤解や本件情報の内容が市の公式な見解である旨の誤解を招来し、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある旨主張する。

しかし、本件情報に係る訓示が市長において市の職員に向けて行う定期的かつ内部的なものであり、加えてその性質上一般に儀礼的な要素を多く含むものであると考えられることからすると、当該訓示について市民の関心が高いものとは思われないところであるし、その内容について市長の了解を得ていないとはいえ、本件情報は人事課において作成したものであり、穏当な内容にとどまっているものと考えられるのであって、仮に本件情報を公にすることによりこれらの誤解を招来したとしても、市民の間に混乱を生ずるにまで至るとは到底考え難い。

よって、本件情報は、同号の「公にすることにより、…不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ…があるもの」に該当せず、同号に掲げる情報に該当しないため、対象公文書の不開示部分の不開示に不服があり、本件処分を取り消すよう求める。

なお、そもそも、本件情報について同号に掲げる情報に該当するかどうかということが問題となるのは、実施機関において対象公文書に適切な表示を付さなかったことに原因があるものとも考えられるところであるので、今後、実施機関においては、必要に応じ公文書の作成又は取得の日付、用途等に係る表示を付すことを徹底するよう要望する。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

対象公文書は、採用発令式の次第を市長に説明する際に、訓示の例文として市長に示したものであり、式当日に市長は原稿等を何も持たず、自身の言葉で訓示を行っており、内容は対象公文書に記載されたものと異なるものであった。

対象公文書の不開示部分を公にした場合、記載された内容が訓示の内容であるとの誤解を招き、また、それが市の公式見解であるとの誤解を与え、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

以上のことから、対象公文書の不開示部分は、条例第7条第3号に該当するものであり、本件処分に違法又は不当な点は何ら存在しない。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

本件処分において、実施機関は対象公文書のうち、訓示の例文として示した部分を条例第7条第3号に該当するとして不開示としているが、同号は、実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の機関との間における審議、検討、協議等の意思形成過程に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には不開示とすることができる旨を規定している。

対象公文書は、市長が採用発令式において訓示を述べる際の案として実施機関の職員が作成したものであり、採用発令式の事前に、実施機関内部において協議されているものである。このため、対象公文書の作成過程は、実施機関内部の意思形成過程に関する情報であると言える。また、採用発令式は公式の行事であるため、そこで行われる訓示は重要な意味を持つと考えられる。対象公文書は、実施機関内部において、未成熟な情報も含め、どういった内容や言葉によって構成するかについても検討し、率直な意見交換による充実した協議により作成されることが理想とすべきところ、仮に、不開示とされた部分の内容が公になることが前提となると、未成熟な情報による誤解や憶測を招くことによる影響のおそれがあり、また、実施機関の職員が当たり障りのない文言を用いて対象公文書を作成するなど、消極的にならざるを得なくなり、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれもあるといえる。

3 その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、実施機関に対しその他意見をしているが、当審査会の審査対象ではないため判断しない。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4年 5月 17日	諮問書の受理
令和 4年 10月 7日 (第70回審査会)	審 議
令和 5年 3月 28日 (第71回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第63号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和3年5月6日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「総務課又はこれに相当する組織に係る組織目標を示した公文書」（以下「対象公文書」という。）についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和3年5月20日、実施機関は、「令和3年度課別組織目標設定シート（総務課分）、令和2年度課別組織目標設定シート（総務課分）、令和2年度課別組織目標設定シート（市政情報課分）、令和元年度課別組織目標設定シート（総務課分）、平成31年度課別組織目標設定シート（市政情報課分）、平成30年度課別組織目標設定シート（総務課分）、平成30年度課別組織目標設定シート（市政情報課分）、平成29年度課別組織目標設定シート（総務課分）、平成28年度課別組織目標設定シート（総務課分）」を対象公文書として特定し、そのうち、課題事項、重要事項及び懸案事項（以下「課題事項等」という。）を不開示とする本件処分を行った。

3 審査請求

令和3年8月23日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和4年10月12日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次のとおりである。

対象公文書の不開示部分の不開示について疑義がある。よって、本件処分に不服があり、本件処分を取り消すよう求める。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、次のとおりである。

対象公文書は、市の政策や事務事業の目標を達成するために作成されたものであって、事業として単年度で終了するものだけでなく、数年にわたるものも含まれており、今後変更が予想される意思形成過程の情報である。また、不開示部分を開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成において、外部からの圧力や干渉等の影響により、率直な意見交換及び意思決定の中立性が損なわれることが考えられ、以後における計画の策定や手続等に支障が生ずるおそれがある。以上のことから、条例第7条第3号に該当するとして行った本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

本件処分において、実施機関は対象公文書のうち、課題事項等を条例第7条第3号に該当するとして不開示としているが、同号は、実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の機関との間における審議、検討、協議等の意思形成過程に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には不開示とすることができる旨を規定している。

対象公文書は、組織目標に関するものであり、この組織目標とは、実施機関が行う事務又は事業等に係る達成すべき具体的な数値や目標等について、実施機関内部で協議をした上で作成される行政文書である。なお、設定された組織目標は、内容によって単年度で終了するものから複数年度にわたるものまで存在し、組織目標の設定後も再び協議が行われ、内容が変更される可能性があることから、組織目標に関する情報は、意思形成過程に関する情報であるといえる。

当審査会において対象公文書を見分したところ、不開示となった課題事項等は、対象公文書の中でも短期的な課題、設定された目標、具体的な取組内容又は達成状況が記載

されている部分であり、これらが公になることで、課題事項等に対して不満を抱く者又は利害関係人が、実施機関に対して圧力をかける、又は干渉する等の事態が引き起こされる可能性があり、そうなった場合、今後の組織目標を設定するに当たって実施機関内部で協議をする際に、率直な意見交換ができなくなる、中立な立場で意思決定が行われることが困難になるといったことが考えられることから、同号に規定される率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、課題事項等は、条例第7条第3号に該当する不開示情報として不開示が妥当であると判断した。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

開催日	
令和 4年10月12日	諮問書の受理
令和 5年 3月28日 (第71回審査会)	審 議
令和 5年 6月 9日 (第72回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員 (第71回審査会)

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

答申に関与した審査会委員 (第72回審査会)

役職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第64号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和3年5月7日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「令和元年10月24日に実施した市長定例記者会見に係る市長の手持ちの資料に係る公文書」（以下「対象公文書」という。）についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和3年5月21日、実施機関は、対象公文書を作成していないため不存在であるとして本件処分を行った。

3 審査請求

令和3年8月24日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和4年10月17日、実施機関は和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次のとおりである。

対象公文書の存否について疑義がある。よって、本件処分に不服があり、本件処分を取り消すよう求める。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、次のとおりである。

市長定例記者会見の開催前には、記者会見での発表事項について市長及び担当課等で会議を実施し、想定する質疑応答等について確認を行っており、令和元年10月24日開催の市長定例記者会見の開催前の会議において、市長の手持ち資料や会議録は作成していない。

以上のことから、対象公文書は作成されておらず、不存在であることから、本件処分には

違法又は不当な点は、何ら存在しない。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分 of 取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

本件処分において、実施機関は、対象公文書が存在しないことについて、市長定例記者会見の開催前には、当該記者会見での発表事項について、市長及び担当課等で会議を実施し、想定する質疑応答等について確認を行っており、令和元年10月24日開催の市長定例記者会見の開催前の会議において、市長の手持ち資料や会議録は作成していないことを主張している。

審査請求人の主張を踏まえ、改めて実施機関に対し、対象公文書の有無を確認したところ、対象公文書が存在する可能性があるかと判断し得る事実は確認されず、実施機関の主張に特段不自然、又は不合理な点は認められなかった。

また、これを覆すに足りる事情も認められないことから、実施機関において対象公文書は保有されておらず、不存在であると考えられる。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

開催日	
令和 4年10月17日	諮問書の受理
令和 5年 3月28日 (第71回審査会)	審 議
令和 5年 6月 9日 (第72回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員 (第71回審査会)

役職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

答申に関与した審査会委員 (第72回審査会)

役職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第85号に係る答申第65号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和2年10月22日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「教育委員会事務局教育学習部青少年課における市の顧問弁護士への相談に関し作成し、又は取得した公文書」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和2年12月18日、実施機関は、「平成30年度相談受付第77号、同第152号、同第157号、令和元年度相談受付第73号、同127号、令和2年度相談受付第61号、同第71号及び同第85号」を対象公文書として特定し、そのうち、特定の個人を識別することができる情報、法律相談内容に関する情報、法律相談の回答及び弁護士相談結果に関する情報並びに職員のメールアドレス及び和歌山市が使用しているグループウェアのURLの情報を不開示とする本件処分を行った。

3 審査請求

令和3年3月22日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和4年10月12日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件処分は、対象公文書の本来開示することとすべき部分を開示しないこととするものであり、少なくともその点において条例の関係規定に違反する違法なものである。
- 2 実施機関による本件処分に係る理由の提示の程度に照らしても、審査請求人において対象公文書の特定の不開示部分に記録されている情報が条例第7条第3号又は第4

号に掲げる情報に該当するかどうかということについて判断するのは困難であるため、本件審査請求においては、本件処分における対象公文書の不開示部分の不開示に係る判断のすべてを不服とし、審査庁や審査会において本件審査請求に係る審理手続等を通じ改めてこれらの判断について精査するよう求めるものである。

3 本件処分については、特に次のような疑義がある。

- (1) 対象公文書に記録された情報の不開示情報該当性を個別に判断することを怠り、対象公文書の特定の欄等に係る部分について一律に開示しないこととしているのではないか。
- (2) 対象公文書の「前提となる事実」欄に記録された情報は、条例第7条第3号に掲げる情報に該当しないのではないか。
- (3) 実施機関及び和歌山市教育委員会は、いずれも和歌山市の機関であるとはいえ、相互に相当程度独立しているものであり、法律相談といった内部管理的な事務事業については、本来各機関の内部において行うべきものであるのではないか。そうであるとするれば、実施機関と和歌山市教育委員会の間における和歌山市教育委員会の所管に属する個別具体的な法律問題に関する法律相談における「率直な意見の交換」や当該法律相談に係る事務事業の「公正又は適正な遂行」については、法的な保護に値するものであるとまではいえないのではないか。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件処分における対象公文書の一部を不開示とした部分及びその理由は、公文書開示決定通知書別紙に記載したとおりである。
- 2 審査請求人が特に主張する疑義に対しては、次のとおりである。
 - (1) 1つ目の疑義について
本件処分における対象公文書の不開示の部分については、特定の欄等に係る部分を含め、全て個別に判断している。
 - (2) 2つ目の疑義について
法律相談における前提となる事実について、実施機関が自身の政策の方向性に基づき、必要と思われる情報を切り取っているものであり、開示することにより、法律相談を行った時点での和歌山市教育委員会としての方向性が明らかになるおそれがあり、結果、和歌山市教育委員会と紛争等の相手方との関係が悪化し、円満な解決に支障が生じることは否定できない。
 - (3) 3つ目の疑義について
法律相談といった内部管理的な事務作業については、各機関の内部において行わ

なければならないという決まりはなく、和歌山市教育委員会の相談を総務課で受け付け、顧問弁護士又は総務課が回答する場合もある。本件処分における不開示部分については、このことを前提に判断している。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

(1) 争点について

実施機関は、対象公文書の一部に条例第7条第1号、第3号、第4号及び第5号に該当する情報があるとして、当該情報を不開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、対象公文書の本来開示することとすべき部分を開示しないこととするものであり、少なくともその点において条例の関係規定に違反する違法なものであるとして本件処分の取消しを求めているところ、実施機関は、本件処分は妥当としていることから、以下、対象公文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

(2) 特定の個人を識別することができる情報について

条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を不開示すると規定している。対象公文書には、法律相談に至る過程における関係者の氏名をはじめとする個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるものであることは明らかである。よって、関係者の氏名等は、同号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、また、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないことから、同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウに該当する情報とも認められない。

(3) 法律相談内容に関する情報について

条例第7条第3号は、実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国、独立

行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討、協議等の意思形成過程に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には、当該情報を不開示とすると規定している。また、同条第4号は、実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるなどの場合には、当該情報を不開示とすると規定している。

当審査会において対象公文書を見分したところ、不開示とされた法律相談内容に関する情報は、実施機関と和歌山市教育委員会における事務の方向性についての検討に関する意思形成過程の情報であり、公にすることで、今後の意思形成において外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどして、実施機関と和歌山市教育委員会の職員による率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれのある情報であることが認められ、同条第3号に規定する不開示情報に該当する。また同時に、法律相談に係る事務は、相談をする側と受ける側の信頼関係に基づいて率直な意見交換が求められるものであり、これを公にすることで、今後、法律相談に係る相談者が、自らの相談内容が公になる可能性があると考えた結果、率直な意見を述べることに委縮し、正確な事実の把握が困難となることで、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることが認められ、同条第4号に規定する不開示情報にも該当する。

(4) 法律相談の回答及び弁護士相談結果に関する情報について

当審査会において対象公文書を見分したところ、不開示とされた法律相談の回答及び弁護士相談結果に関する情報は、実施機関と和歌山市教育委員会における事務の方向性についての検討に関する意思形成過程の情報であり、公にすることで、今後の意思形成において外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどして、実施機関と和歌山市教育委員会の職員による率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ、実施機関と和歌山市教育委員会が行う意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのある情報であることが認められ、同条第3号に規定する不開示情報に該当する。

(5) 職員のメールアドレス及びグループウェアのURLの情報について

条例第7条第5号は、公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報を不開示とすると規定している。職員のメールアドレス及び和歌山市が使用しているグループウェアのURLは、公にすることによりサイバー上の攻撃の対象となるおそれがあり、情報セキュリティの確保をする上で重要な情報であることから、同条第5号に該当する。

(6) 実施機関と和歌山市教育委員会の間における法律相談について

審査請求人は、実施機関及び和歌山市教育委員会は、いずれも和歌山市の機関であるとはいえ、相互に相当程度独立しているものであり、法律相談といった内部管理的な事務事業については、本来各機関の内部において行うべきものであるのではないかと主張している。また、そうであるとすれば、実施機関と和歌山市教育委員会の間における和歌山市教育委員会の所管に属する個別具体的な法律問題に関する法律相談における「率直な意見の交換」や当該法律相談に係る事務事業の「公正又は適正な遂行」については、法的な保護に値するものであるとまではいえないのではないかと主張している。

しかし、実施機関の説明によると、法律相談といった内部管理的な事務作業については、各機関の内部において行わなければならないという決まりはなく、和歌山市教育委員会の相談を総務課で受け付け、顧問弁護士又は総務課が回答する場合もあるとのことである。また、実施機関は、本件処分における不開示部分については、このことを前提に判断していると説明している。

たとえ実施機関とは異なる各機関であったとしても、その事務の方向性等を検討するに当たり実施機関が行う法律相談により法律に関する専門的な観点からの意見を求めるということについては、当該各機関の意思形成の内容に一定の影響を与えると認めることができる。このことから、実施機関と和歌山市教育委員会の間で行われる法律相談における「率直な意見の交換」や、当該法律相談に係る「事務事業の公正又は適正な遂行」については、法的な保護に値するものである。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4年10月12日	諮問書の受理
令和 5年 3月28日 (第71回審査会)	審 議
令和 5年 6月 9日 (第72回審査会)	審 議
令和 5年 8月 3日 (第73回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員（第71回審査会）

役 職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

答申に関与した審査会委員（第72回審査会から第73回審査会まで）

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第88号に係る答申第66号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和2年11月5日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「総務局総務部人事課の職員の職又はこれに相当する職に係る事務の引継ぎに関し平成30年4月1日以降に作成し、又は取得した公文書」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和2年11月18日、実施機関は、事務引継が発生した場合は、職員間で口頭による引継ぎを行っているため、対象となる公文書（以下「対象公文書」という。）を作成又は取得しておらず、不存在であるとして本件処分を行った。

3 審査請求

令和3年2月19日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和4年10月26日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 和歌山市職員の服務に関する規程（昭和61年訓令第5号。以下「服務規程」という。）第1条は、「この規程は、法令その他別に定めるものを除くほか、市長事務部局の一般職の職員の服務に関し必要な事項を定めるものとする。」と規定する。また、同訓令第9条本文は、「配置換、退職、休職等により担任していた事務の引継ぎを行うべきこととなった職員は、直ちに担任する事務の処理経過について事務引継書を作成し、後任者又は上司の指定する者に引き継がなければならない。」と規定する。

同条本文の規定によれば、実施機関の一般職の職員は、配置換、退職、休職等により担任していた事務の引継ぎを行うべきこととなったときは、直ちに担任する事務の処

理経過について事務引継書を作成し、後任者又は上司の指定する者に引き継がなければならないものである。

そうすると、実施機関の職員においては、対象公文書として事務引継書を作成しており、実施機関においては、対象公文書として事務引継書を保有しているものというべきである。

仮に、実施機関において対象公文書として事務引継書を保有していないとしても、実施機関において対象公文書として事務引継書以外の公文書を保有していないものとは考えがたい。

よって、対象公文書の不存在を理由として対象公文書の全部を開示しないこととする内容を内容とする本件処分は、条例の関係規定に違反する違法なものである。

2 次の理由により、実施機関の主張を認めることができない。

(1) 事務処理上の必要性の程度等により事務引継書を作成することを要しないこととするような定めが見当たらないことからすると、「実務上」の理由がある場合でも事務引継書を作成することを要しないこととならないものというべきであり、実施機関の主張は失当である。

(2) 服務規程は、実施機関である和歌山市長においてその指揮監督権に基づいて定められたものであるところ、実施機関の内部組織である人事課において同訓令の規定との間に齟齬を生ずるような内容の組織的な方針を決定するとは考えがたい。また、人事課は、全庁的な事務引継書の作成の徹底を推進する立場にある組織体であるところ、その人事課において、その職員における事務の引継ぎに関し事務引継書を作成しないこととする内容を内容とする組織的な方針を決定するとは到底考えがたい。

(3) 事務の引継ぎを行ったすべての職員が服務規程第9条の規定を看過したとは考えがたい。また、職員における事務の引継ぎについては、同条の規定を看過したとしても、事務の内容、事務の処理に係る状況、引継ぎを行う職員及び引継ぎを受ける職員の事務に関する理解の程度等により、個々の場合に適した様々な形態により行われるものと考えられるところであり、人事課の職員における事務の引継ぎについて、事務引継書により行われたものが一件も存しないとは到底考えがたい。

3 審査請求人としては、引継ぎを受ける職員において作成した「私的なメモ」以外の対象公文書となりうる文書等の存否及び引継ぎを受ける職員において作成した「私的なメモ」の公文書該当性についても争う。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

人事課において事務引継が発生した場合は、実務上、事務の継続性を考えた上で口頭による引継ぎを行っている。引き継いだ事項を後任者がメモとして記載している場合もあるが、私的なメモであり、いわゆる公文書としての事務引継書を作成していない。

このことから、対象公文書については、実際に作成又は取得しておらず、保有していないため、不開示としたものである。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

(1) 本件の争点について

対象公文書は、実施機関が保有する総務局総務部人事課の職員の職又はこれに相当する職に係る事務の引継ぎに関し平成30年4月1日以降に作成し、又は取得した公文書であり、実施機関は、これを不存在であるとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分が実施機関において対象公文書を保有しているにもかかわらず開示しない点において違法なものであるとして本件処分の取消しを求めているところ、実施機関は、本件処分は妥当としていることから、以下、後任者が作成するメモの公文書該当性及び対象公文書の存否について検討する。

(2) 後任者が作成するメモの公文書該当性について

条例第2条第2号において「公文書」とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されているところ、実施機関は、事務引継ぎは口頭により行っており、後任者がメモを作成する場合もあるが私的なものであり、公文書としての事務引継書を作成していないと主張している。

後任者が作成するメモの内容及び管理方法について実施機関に確認したところ、給与支給や勤怠管理といった人事課の各種事務を引き継ぐ際に、主に職員の家庭事

情や心身の状況といった人事課内部でも特に注意を必要とする情報を引き継ぐ必要があるという性質上、公文書という方法によらず、担当者間の口頭による事務の引継ぎという方法を採用しており、引き継いだ事項を後任者がメモとして記載しているものであり、また、職員の個人情報であるため、引継ぎを完了した時点でシュレッダーにより細断し破棄しているとのことである。

これらのことから、口頭による事務の引継ぎを行うことについて一定の理由があり、後任者が作成するメモは個人的な利用に止まるものと認められることから、同号における「組織的に用いるもの」には該当せず、当該メモは公文書に該当しないとする実施機関の主張は妥当である。

(3) 対象公文書の存否について

実施機関が対象公文書を実際に作成又は取得しておらず、保有していないと説明する一方、審査請求人は、事務引継書は服務規程第9条の規定により作成することとされていることから、対象公文書を実際に作成又は取得しておらず、保有していないという実施機関の説明は失当であり、また、人事課において事務引継書により行われたものが一件も存しないとは到底考えがたいと主張している。さらに、実施機関において対象公文書として事務引継書を保有していないとしても、実施機関において対象公文書として事務引継書以外の公文書を保有していないものとは考えがたいと主張している。

審査請求人の主張のとおり、同条において「配置換、退職、休職等により担任していた事務の引継ぎを行うべきこととなった職員は、直ちに担任する事務の処理経過について事務引継書を作成し、後任者又は上司の指定する者に引き継がなければならない。」と規定されている。

作成しなければならないとされている文書を一定の理由を以って作成していないという実施機関の主張に係る正当性については当審査会における調査審議の対象外と解されるが、さりとて実務上、人事課内部でも特に注意を必要とする情報を引き継ぐ必要があるという理由から口頭及び公文書ではない後任者が作成するメモにより引継ぎを行っており、事務引継書その他の事務の引継ぎに係る公文書を作成又は取得しておらず、保有していないという実施機関の主張を否定することもできないことから、結果的には是認せざるを得ず、実施機関において事務引継書その他の事務の引継ぎに係る公文書を保有していると認めることはできない。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4年10月26日	諮問書の受理
令和 5年 3月28日 (第71回審査会)	審 議
令和 5年 6月 9日 (第72回審査会)	審 議
令和 5年 8月 3日 (第73回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員（第71回審査会）

役 職	氏 名	職名等
	千賀 祥一	茶道家
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

答申に関与した審査会委員（第72回から第73回審査会まで）

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第90号に係る答申第67号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和3年5月6日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「令和2年5月1日付け和行経号外「令和3年度組織改正に向けた局内組織の検討について（依頼）」を受けて行政経営課に提出された書類に係る公文書」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和3年5月20日、実施機関は、「令和3年度組織改正検討課題調査票（全局分）」を対象公文書として特定し、そのうち、検討課題を有する局（室、事務局）における調査票中、「現状及び課題」欄、「改正内容及び理由」欄並びに「関連課（他局を含む）」欄の記載内容（以下「現状及び課題等」という。）を不開示とする本件処分を行った。

3 審査請求

令和3年8月23日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和4年11月7日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次のとおりである。

対象公文書の不開示部分の不開示について疑義がある。よって、本件処分に不服があり、本件処分を取り消すよう求める。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、次のとおりである。

本件審査請求における争点は、本件処分において不開示とした部分について疑義があるとの点であるが、本件処分は、組織改正を行うにあたり対象年度のみならず、それ

以降引き続き審議・検討・協議等が必要となる内容を含む行政の意思形成過程における情報を不開示としたものであり、これを開示すれば、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどして、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれ、今後の意思形成に支障が生じるおそれがある。

よって、本件処分については違法又は不当な点はなんら存在しないものである。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

本件処分において、実施機関は対象公文書のうち、現状及び課題等を条例第7条第3号に該当するとして不開示としているが、同号は、実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の機関との間における審議、検討、協議等の意思形成過程に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合には不開示とする旨を規定している。

対象公文書は、組織改正検討課題調査票に関するものであり、この組織改正検討課題調査票とは、より効率的で、市民に分かりやすく、社会のニーズに対応する組織を構築するため、課及び班の整理・再編をはじめとした組織の改正について局（室、事務局）内部で審議、検討、協議等をした上で作成される行政文書である。なお、組織改正検討課題に関する情報は、組織改正を行うにあたり対象年度のみならず、それ以降引き続き審議、検討、協議等が必要となる内容を含むことから、意思形成過程に関する情報であるといえる。

当審査会において対象公文書を見分したところ、不開示となった部分には、現状及び課題等に関する記載がされていることが認められ、これらが公になることで、現状及び課題等に対して不満を抱く者又は利害関係人が、検討課題を有する局及び関連課等に対して圧力をかける、又は干渉する等の事態が引き起こされる可能性があり、そうなった場合、今後の組織改正検討課題について、各実施機関内部又は相互において審議、検

討、協議等をする際に、率直な意見交換ができなくなる、中立な立場で意思決定が行われることが困難になるといったことが考えられることから、同号に規定される率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、現状及び課題等は、条例第7条第3号に該当する不開示情報として不開示が妥当であると判断した。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4年11月 7日	諮問書の受理
令和 5年 6月 9日 (第72回審査会)	審 議
令和 5年 8月 3日 (第73回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科准教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第91号に係る答申第68号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定（以下「本件処分」という。）は、実施機関が認容する本件処分における理由の不備を除き、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和3年4月30日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定による委任又は同条の規定により補助執行させること（規則によるものを除く。）に関する決裁に関する公文書」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和3年6月25日、実施機関は、請求対象公文書は不存在であるとして本件処分を行った。

3 審査請求

令和3年9月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和4年11月7日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 理由の提示について

和歌山市行政手続条例（平成7年条例第3号）第8条第1項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分…をする場合には、…申請者に対し、同時に、当該処分の根拠となる理由を示さなければならない。」と規定する。また、同条第2項は、「拒否処分を書面でするときは、前項の理由は、書面により示さなければならない。」と規定する。

開示決定等のうち決定の区分が不開示であるもの（以下「不開示決定」という。）は、

同条第1項の「申請により求められた許認可等を拒否する処分」に該当する。また、不開示決定については、同条第2項の「拒否処分を書面でするとき」に該当する。したがって、同条の規定によれば、実施機関は、不開示決定をする場合には、開示請求者に対し、同時に、当該不開示決定の根拠となる理由を示さなければならないものであり、その理由は、書面により示さなければならないものである。

この場合において、不開示決定が対象公文書の不存在を理由とするものであるときは、単に「公文書を保有していない」等と記載するだけでは理由の付記として十分とはいえず、たとえば、「請求対象公文書をそもそも作成又は取得していない」、「作成したが、保存期間が経過したため廃棄した」、「請求対象文書が個人のメモであって、組織共用文書ではないため、対象文書としてはない」等不存在の要因についても付記することが必要である（「和歌山市情報公開条例の解釈及び運用」27頁参照）。

しかるに、実施機関は、本件処分において、本件処分に係る理由の提示として、「請求対象公文書が存在しないため」とのみ記載しており、対象公文書の不存在に係る要因を記載していない。よって、本件処分については、理由の提示に不備がある。

2 対象公文書の特定について

普通地方公共団体における事務の処理の実態からすると、実施機関においては、規則により委任し、又は補助執行させているものを除いても、現に地方自治法第180条の2の規定により委任し、又は補助執行させている事務があるものというべきである。

そうであるとする、実施機関においては、過去にその職員において対象公文書を作成しており、かつ、現に対象公文書を保有しているものというべきである。

しかるに、実施機関は、本件処分において、対象公文書の不存在を理由とし、対象公文書を特定していない。よって、本件処分については、対象公文書の特定に不備がある。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分における理由の提示について

本件処分に係る理由の提示として、「請求対象公文書が存在しないため」とのみ記載していることについて、審査請求人は、対象公文書の不存在に係る要因を記載しておらず、本件処分については理由の提示に不備があると主張する。当該不服の理由については、妥当であり、開示しない理由としては不十分であったため、「保存期間を経過しているため廃棄しており、不存在であるため。」とすべきであった。

2 本件処分における対象公文書の特定について

本件処分において対象公文書の特定に不備があるとのことであるが、請求対象公文書は、本市の事務処理の実態から勘案すると過去に作成していたと推測することがで

きるが、当該公文書の保存期間は5年となっていることから、開示請求時において、平成27年度以前のものに関しては保存期間を経過しているため廃棄しており、現存していなかった。また、平成28年度以降に関しては、全て規則によるものである。

- 3 以上のことから、本件処分について、理由の提示については認容すべきものの、対象公文書の特定については妥当である。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

(1) 本件の争点について

対象公文書は、地方自治法第180条の2の規定による委任又は同条の規定により補助執行させること（規則によるものを除く。）に関する決裁に関する公文書であり、実施機関は、これを不存在であるとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分については理由の提示及び対象公文書の特定に不備があるとして本件処分の取消しを求めているところ、実施機関は、本件処分について、理由の提示が不十分であることは認容するものの、対象公文書の特定については妥当としていることから、以下、対象公文書の特定が適切であったかについて検討する。

(2) 対象公文書の特定について

ア 審査請求人は、普通地方公共団体における事務の処理の実態からすると、実施機関においては、規則により委任し、又は補助執行させているものを除いても、現に地方自治法第180条の2の規定により委任し、又は補助執行させている事務があるものというべきであり、そうであるとする、実施機関においては、過去にその職員において対象公文書を作成しており、かつ、現に対象公文書を保有しているものというべきであると主張している。これに対し、実施機関は、対象公文書は、本市の事務処理の実態から勘案すると過去に作成していたと推測することができるが、対象公文書の保存期間は5年となっていることから、開示請求時において、

平成27年度以前のものに関しては保存期間を経過しているため廃棄しており、現存しておらず、また、平成28年度以降に関しては、全て規則によるものであると主張している。

イ 当審査会事務局職員をして対象公文書の特定方法について改めて確認させたところ、実施機関はおおむね次のとおり説明する。

(ア) 文書の保存期間は、和歌山市文書取扱規程（平成3年訓令第7号）第38条の規定により定められた文書分類表における保存期間決定基準表に従って設定している。

(イ) 現存する地方自治法第180条の2の規定による委任又は同条の規定により補助執行させることに関する決裁に関する公文書は、事務管理関係書という保存期間5年の簿冊を用いて保存しており、他に類似の簿冊はないことから、平成27年度以前のものに関しても、同じ名称及び保存期間の簿冊に保存されていたものと考えられる。

(ウ) 執務室及び地下書庫を確認したが、平成27年度以前の事務管理関係書は存在せず、平成28年度以降の事務管理関係書以外には、対象公文書に係る簿冊は存在しない。

ウ このことから、対象公文書の特定については妥当であるという実施機関の主張は、否定することはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、本件処分において、対象公文書の特定に不備があるとは認められない。

3 付言

本件処分の不開示理由について、「請求対象公文書が存在しないため。」と記載されているところ、一般に公文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象公文書を保有していないという事実だけでは足りず、対象公文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄したのか等、対象公文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。

したがって、本件処分における理由付記は、和歌山市行政手続条例第8条第1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであるといわざるを得ず、実施機関においては、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4年11月27日	諮問書の受理
令和 5年 8月 3日 (第73回審査会)	審 議
令和 5年 9月29日 (第74回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第 89 号に係る答申第 69 号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、別表2に掲げる部分を開示すべきであるが、その余の部分は不開示とするべきである。また、不開示とする理由について、改めて理由を付記すべきである。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和3年4月14日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「いわゆる差別事件の発生に関する報告に関する公文書（人権同和施策課の管理に属するものに限る。）」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和3年5月7日、実施機関は、別表1に掲げる公文書を対象公文書として特定し、対象公文書の一部を条例第7条第1号、第4号及び第5号に該当するとして不開示とする本件処分を行った。

3 審査請求

令和3年8月10日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和4年11月1日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次のとおりである。

対象公文書の不開示部分に記録された情報の不開示情報該当性について疑義がある。また、理由の提示に不備がある。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、次のとおりである。

本件審査請求の争点は、本件処分において一部不開示とした情報が、条例第7条第1

号、第4号及び第5号に掲げる情報に該当するか否かの点であるが、本件処分は次の理由により妥当である。

- (1) 個人名、住所、メールアドレスは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第1号に該当する。
- (2) 人権同和施策課に対してなされる人権相談は、相談者を含む関係者の権利利益が尊重されなければならないとともに、相談の秘密も厳守されるとの信頼関係のもと成り立っている。よって、特定の個人が人権相談窓口を利用したことが推測される相談の概要などの情報を開示することは、秘密を守るという相談者との信頼関係が損なわれるばかりか、相談者が今後、相談を躊躇する可能性があり、人権同和施策課が行う相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当する。
- (3) グループウェアにおける情報については、公開されることによりサイバー攻撃を誘発し、行政を安全に運営するための情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。
- (4) 以上のことから、条例第7条第1号、第4号及び第5号に該当することから、本件処分に違法又は不当な点は何ら存在しない。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

(1) 本件の争点について

実施機関は、対象公文書の一部に条例第7条第1号、第4号及び第5号に該当する情報があるとして、当該情報を不開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、対象公文書の不開示部分に記録された情報の不開示情報該当性について疑義があり、また理由の提示に不備があるとして本件処分の取消しを求めているところ、実施機関は、本件処分は妥当としていることから、以下、対象公文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性及び提示された不開示理由の妥当性について検討する。

(2) 条例第7条第1号の該当性について

条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を不開示とすると規定している。

実施機関が同号の規定を適用し不開示とした部分には、差別事件（問題）の報告に係る関係者の氏名をはじめとする個人に関する情報が記載されており、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

(3) 条例第7条第4号の該当性について

条例第7条第4号は、地方公共団体等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすると規定している。

実施機関が作成した弁明書における主張を踏まえ審議した上で、より詳細な不開示理由について実施機関に確認したところ、実施機関はおおむね次のアからウのように説明する。

ア 人権同和施策課に対してなされる人権相談や差別事件の通報は、相談者や通報者を含む関係者の権利利益が尊重されなければならないとともに、相談や通報の秘密も厳守されるとの信頼関係のもと成り立っている。よって、特定の個人又は法人その他の団体が人権相談窓口を利用したことが推測される相談や通報の内容等の情報を公にすることは、秘密を守るという信頼関係が損なわれるばかりか、今後の相談や通報を躊躇させる可能性がある。また、相談や通報の内容を公にすることは、差別の模倣も含め、差別の拡散にもつながりかねない。こうしたことから、相談等の内容を公にすることは、人権問題の解決を目的とする人権同和施策課が行う事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 差別者に係る情報を公にすることについても、差別の解消に向けた人権啓発においては、差別者との対話が必要であり、一定の信頼関係が不可欠であるが、こうした啓発活動に支障が生じるおそれがある。

ウ 差別事件（問題）の関係者又は関係団体等が、自らの情報が公にされると知ること、今後、関係者等からの協力を得られなくなるおそれがあり、人権問題の解決を目的とする人権同和施策課が行う事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

当審査会において対象公文書を見分したところ、どういった差別事件（問題）が発生したのかといった相談又は通報に係る情報と、相談又は通報を受けて実施機関が差別者や関係者等に対し行った取組等が記載されていた。

人権相談や差別事件の通報は、その内容に関する秘密が厳守されるという信頼関係のもと成り立っているものであり、その内容を公にすることは、秘密を守るという信頼関係が損なわれるだけでなく、今後の相談や通報を躊躇させる可能性がある

認められる。また、その内容を公にすることにより、差別の拡散につながりかねないという実施機関の主張についても、その可能性を否定することができない。

差別者に対して取り組んだ状況に関する情報については、当該事業における啓発活動においては差別者との対話が必要であり、一定の信頼関係が不可欠であることを踏まえると、公にすることでこうした活動に支障が生じるおそれがあるという実施機関の主張を否定できない。

また、関係者に対して取り組んだ状況に関する情報については、差別事件に関わる者や団体等に関する情報を公にされると知ること、今後、それらのものからの協力を得られなくなるおそれがあることから、事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められる。

ただし、不開示とされた情報のうち、通報者欄、把握した経緯及び確認（者）欄に記載された情報が地方公共団体の機関に関する情報である場合は、当該情報を開示したとしても、事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすとは考えにくい。また、差別の概要欄及び取組状況欄に記載されている日時は、それぞれすでに開示されている事件（問題）発生日時及び地方公共団体の機関へ報告をした日時と同じである場合においては、同じく支障を及ぼすとは考えにくく、開示すべきである。

その他、不開示とされた情報の中で、不開示理由とは直接関係がなく本来開示できるはずの部分についても、その前後の不開示とすべき部分の文脈から併せて不開示とされているものが複数見受けられるが、これらについては開示すべきである。

以上のことから、条例第7条第4号に該当するとして不開示とされた情報のうち、別表2に掲げる部分については、開示したとしても同号に規定する事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなく、開示すべきであると判断するとともに、その余の不開示部分については妥当とした。

（4）条例第7条第5号の該当性について

条例第7条第5号は、公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報を不開示とすると規定している。

不開示とされた和歌山市が使用しているグループウェアのURLは、公にすることによりサイバー攻撃の対象となるおそれがあり、情報セキュリティの確保をする上で重要な情報であることから、同条第5号に該当する。

（5）不開示とした理由の提示について

開示請求に係る公文書の一部又は全部を開示しないときには、条例第11条第1項及び第2項に基づき、当該決定をした旨の通知をしなければならず、その際には、和歌山市行政手続条例（平成7年条例第3号）第8条第1項に基づき不開示とする理由の提示を書面で行うことが必要である。

ここで提示される理由は、開示請求者において、不開示とされた箇所が条例第7条

各号の不開示事由のいずれに該当するのかが、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。すなわち、根拠規定に加え、少なくとも対象公文書のどのような情報をどのような理由で不開示としたのかを示さなければ、開示請求者において不開示の理由を知り得ないとするのが通例である。

本件処分における公文書開示決定通知書では、条例第7条第4号を適用し不開示とした情報の不開示理由として、「事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」と記載されているが、これは同号の条文がほぼそのまま引用されるにとどまっており、同号に該当すると判断した理由や根拠が具体的に示されていないものと認められる。

このような記載は、対象公文書をどのような理由や根拠によって不開示としたかについて、開示請求者が了知し得るものとはいえないことから、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、条例第11条第1項の趣旨及び和歌山市行政手続条例第8条第1項の趣旨に照らしても妥当であるとはいえず、改めて理由を付記すべきである。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4年11月 1日	諮問書の受理
令和 5年 6月 9日 (第72回審査会)	審 議
令和 5年 9月29日 (第74回審査会)	審 議
令和 5年10月30日 (第75回審査会)	審 議
令和 5年12月22日 (第76回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

年度	件名	施行日	通し番号
平成24年度	電話による同和地区の問い合わせについて	平成24年7月12日	24
	電話による同和地区の問い合わせについて	平成24年8月2日	25
	電話による同和地区の問い合わせについて	平成24年8月9日	26
平成23年度	電話による同和地区の問い合わせについて	平成23年6月15日	27
	電話による同和地区の問い合わせについて	平成23年6月21日	28
	電話による同和地区の問い合わせについて	平成23年7月7日	29
	電話による同和地区の問合せについて(第2報)	平成23年7月28日	30
	電話による同和地区の問い合わせについて	平成23年7月28日	31
	電話による同和地区の問合せについて(第2報)	平成23年8月30日	32
	電話による同和地区の問い合わせについて	平成23年12月15日	33
	はがきによる差別文書事件について(第1報)	平成24年2月24日	34

別表2 (通し番号は別表1に記載のとおり)

通し番号	不開示とされた情報のうち開示すべき情報	
	面数	該当部分
1	3 面目	・ 通報者欄 1～9 文字目 ・ 把握した経緯及び確認(者)欄 6～7 行目の全て ・ 差別の概要欄 1～2 行目の全て、3 行目の時刻
2	3 面目	・ 差別の概要欄 1～2 行目の全て
	4 面目	・ 取組状況欄 2 行目の日付、3 行目の日付、6 行目の日付、10 行目 1～4 文字目、11 行目 8～13 文字目
3	3 面目	・ 差別の概要欄 1 行目の全て
	4 面目	・ 差別の分析欄 4 行目 30～34 文字目、5 行目の全て ・ 取組状況欄 1 行目の全て、2 行目の日付、3 行目の日付、6 行目の日付、10 行目 1～4 文字目、11 行目 8～13 文字目
4	3 面目	・ 差別の概要欄 1～2 行目の全て、3 行目の時刻
	4 面目	・ 取組状況欄 1～2 行目、3 行目 1～3 文字目、30 行目の日付、36 行目の日付
5	3 面目	・ 差別の分析欄 2 行目 7～31 文字目、3 行目の全て ・ 取組状況欄 1～2 行目の全て、3 行目 1～29 文字目、5 行目 27～31 文字目、6～7 行目の全て
6	3 面目	・ 把握した経緯及び確認(者)欄 2 行目 16～30 文字目 ・ 差別の概要欄 1～2 行目の全て、6～7 行目の全て ・ 取組状況欄 8 行目の日付
7	3 面目	・ 差別の概要欄 8 行目 28～31 文字目、9 行目の全て ・ 取組状況欄 4～5 行目の全て、6 行目 1～13 文字目、11 行目の全て
	4 面目	・ 取組状況欄 1～3 行目、6 行目 26～30 文字目、7～9 行目の全て、11 行目 9～24 文字目、12 行目の全て、13 行目の日付
8	3 面目	・ 差別の概要欄 1 行目の日付
	4 面目	・ 取組状況欄 1 行目の全て、2 行目 1～13、26～30 文字目、3 行目～4 行目の全て、34 行目の日付、36 行目 3～13 文字目
9	3 面目	・ 差別の概要欄 5～6 行目の全て、7 行目 5～29 文字目、8 行目の全て
	4 面目	・ 取組状況欄 20 行目の全て、21 行目の日付、23 行目の日付、26 行目の日付、27 行目の全て
10	3 面目	・ 差別の概要欄 1～2 行目の全て
11	3 面目	・ 取組状況欄 1～4 行目の全て、5 行目 1～6 文字目
	4 面目	・ 取組状況欄 1～6 行目の全て

通し番号	不開示とされた情報のうち開示すべき情報	
	面数	該当部分
12	3 面目	・差別の概要欄 1 行目の日付、4 行目の全て
13	3 面目	・差別の概要欄 1 行目の日付
	4 面目	・取組状況欄 1 行目の全て
14	3 面目	・差別の概要欄 1 行目 1～12、22～32 文字目、2 行目の全て
	4 面目	・取組状況欄 10 行目 16～30 文字目、11 行目の全て
15	3 面目	・差別の概要欄 1～2 行目の全て ・取組状況欄 1～5 行目の全て、7 行目 26～31 文字目、8 行目の全て
	4 面目	・本文 1 行目 10～35 文字目、2 行目 1～13 文字目、3 行目 4～12 文字目
16	4 面目	・20 行目 1～9 文字目、21 行目 32～36 文字目、22～24 行目の全て
17	3 面目	・差別の概要欄 1 行目の全て、2 行目 1～9 文字目、3 行目 14～31 文字目、4 行目の全て ・取組状況欄 1 行目の全て
18	3 面目	・差別の概要欄 1～2 行目の全て
	4 面目	・取組状況欄 5 行目の全て、10 行目 22～29 文字目、11 行目の全て
19	3 面目	・差別の概要欄 1 行目の日付、2 行目の時刻 ・取組状況欄 1 行目、5 行目 9～14 文字目
20	3 面目	・差別の概要欄 1 行目の日時
	4 面目	・取組状況欄 1 行目、4 行目 19～24 文字目
21	3 面目	・差別の概要欄 1 行目の日付 ・取組状況欄 1 行目の日付、2 行目 18～23 文字目
22	3 面目	・差別の概要欄 1 行目の日付
	4 面目	・取組状況欄 2 行目 18～23 文字目

通し番号	不開示とされた情報のうち開示すべき情報	
	面数	該当部分
23	3 面目	・ 差別の概要欄 1 行目の日時
	4 面目	・ 取組状況欄 8 行目 1 9 ～ 2 3 文字目
24	3 面目	・ 差別の概要欄 1 ～ 2 行目の全て
	4 面目	・ 取組状況欄 1 行目の全て、4 行目 1 0 ～ 1 5 文字目
25	4 面目	・ 取組状況欄 1 行目の全て、2 行目 2 4 ～ 2 9 文字目
26	3 面目	・ 差別の概要欄 1 ～ 2 行目の全て ・ 取組状況欄 1 行目の全て、4 行目 9 ～ 1 4 文字目
27	3 面目	・ 差別の概要欄 1 行目 1 ～ 2 6 文字目、2 行目 3 0 ～ 3 2 文字目、3 行目の全て
	4 面目	・ 取組状況欄 1 行目の全て、4 行目の全て、7 行目の全て
28	3 面目	・ 差別の概要欄 1 行目の全て、2 行目 1 ～ 6 文字目、3 行目 2 8 ～ 3 2 文字目、4 行目の全て ・ 取組状況欄 1 行目の全て、5 行目 2 4 ～ 2 9 文字目
	4 面目	・ 1 行目の全て、4 ～ 5 行目の全て
29	3 面目	・ 差別の概要欄 1 行目の全て ・ 取組状況欄 1 行目、4 行目 1 0 ～ 1 5 文字目、5 行目
30	3 面目	・ 差別の概要欄 1 行目 1 ～ 2 6 文字目、2 行目 3 0 ～ 3 2 文字目、3 行目の全て
	4 面目	・ 取組状況欄 1 行目の全て、4 行目の全て、7 行目の全て
31	3 面目	・ 差別の概要欄 1 行目の全て ・ 取組状況欄 1 行目の日付、2 行目の日付、4 行目の日付、6 行目 4 ～ 9 文字目
32	3 面目	・ 差別の概要欄 1 行目の全て
	4 面目	・ 取組状況欄 1 行目の日付、2 行目の日付、4 行目の日付、6 行目 4 ～ 9 文字目
33	3 面目	・ 差別の概要欄 1 行目の全て、2 行目 1 ～ 8、2 3 ～ 2 8 文字目 ・ 取組状況欄 1 行目の日付、4 行目 1 4 ～ 1 9 文字目

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第93号に係る答申第70号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和3年5月13日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「平成31年度（令和元年度）中に開かれた教育委員会の会議に係る議事録」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和3年7月9日、実施機関は、「平成31年度（令和元年度）中に和歌山市役所11階教育委員室において開催された教育委員会の会議の議事録」を対象公文書として特定し、そのうち、条例第7条第1号、第4号及び第5号に該当すると判断したものを不開示とする部分開示決定を行った。

3 審査請求

令和3年10月12日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和4年11月25日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

対象公文書の審査請求に係る処分において開示しないこととした部分に記録されている情報の不開示情報該当性について疑義がある。よって、審査請求に係る処分に不服がある。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件処分において行った平成31年度（令和元年度）の和歌山市教育委員会の会議の議事録に係る案件の一部不開示の決定については、次の（1）から（14）までの案件

について、それぞれ（１）から（１４）までに述べる理由により妥当である。

（１）報告第６号 和歌山市立幼稚園教員採用選考検査について

不開示とした情報は、人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、条例第７条第４号に該当するため、不開示とした。

（２）報告第７号 人事案件について

不開示とした情報は、個人の所属、職名、氏名等に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第７条第１号に該当又は人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報若しくは実施機関が行う事務に関する情報であり、公にすることにより、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報であることから、条例第７条第４号に該当するため、不開示とした。

（３）議案第３４号 特別支援学級における令和２年度使用教科用図書について

不開示とした情報は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第７条第１号に該当するため、不開示とした。

（４）議案第５４号 令和元年度和歌山市教育功労者表彰について

不開示とした情報は、実施機関が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、関係者等外部からの問い合わせや圧力が生ずることを危惧し、公正な判断がされない等、公正かつ円滑な事業実施に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第７条第４号に該当するため、不開示とした。

（５）議案第５５号 人事案件について

不開示とした情報は、個人の所属、職名、氏名及び個人が関係する団体名等に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第７条第１号に該当するため、不開示とした。

（６）議案第６０号 人事案件について

不開示とした情報は、個人の所属、職名、氏名等に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第７条第１号に該当又は実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第７条第４号に該当するため、不開示とした。

（７）議案第６１号 令和元年度和歌山市児童生徒文化奨励賞の受賞候補について

不開示とした情報は、実施機関が行う事業に関する情報であって、公にすることに

より、関係者等外部からの問い合わせや圧力が生ずることを危惧し、公正な判断がされない等、公正かつ円滑な事業実施に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第4号に該当するため、不開示とした。

(8) 議案第62号 令和元年度和歌山市川端龍子賞等の授賞候補について

不開示とした情報は、実施機関が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、関係者等外部からの問い合わせや圧力が生ずることを危惧し、公正な判断がされない等、公正かつ円滑な事業実施に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第4号に該当するため、不開示とした。

(9) 議案第70号 人事案件について

不開示とした情報は、個人の所属、職名、氏名等に関する情報であって、特定の個人を識別することができる若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第1号に該当又は実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第7条第4号に該当するため、不開示とした。

(10) 議案第71号 人事案件について

2ページから5ページまでのうち不開示とした情報は、個人の所属、職名、氏名等に関する情報であって、特定の個人を識別することができる若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第1号に該当する情報又は実施機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第7条第4号に該当するため、不開示とした。

10ページから11ページまでのうち不開示とした情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第1号に該当又は実施機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第4号に該当するため、不開示とした。

(11) 議案第83号 人事案件について

不開示とした情報は、人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第4号に該当するため、不開示とした。

(12) 議案第84号 人事案件について

不開示とした情報は、人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第4号に該当するため、不開示とした。

(13) 議案第86号 人事案件について

不開示とした情報は、個人の所属、職名、氏名等に関する情報であって、特定の個人を識別することができる若しくは特定の個人を識別することはできないが、公に

することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第1号に該当、実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であることから条例第7条第4号に該当又は公にすることにより、財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報であり、条例第7条第5号に該当するため、不開示とした

(14) 議案第87号 人事案件について

不開示とした情報は、個人の所属、職名、氏名等に関する情報であって、特定の個人を識別することができる若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第1号に該当又は実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第7条第4号に該当するため、不開示とした。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分を取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

実施機関は、対象公文書の一部に条例第7条第1号、第4号及び第5号に該当する情報があるとして、当該情報を不開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分において開示しないこととした部分に記載されている情報の不開示情報該当性について疑義があるとして本件処分の取消しを求めているところ、実施機関は、本件処分は妥当としていることから、以下、対象公文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

(1) 報告第6号 和歌山市立幼稚園教員採用選考検査について

条例第7条第4号は、地方公共団体等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示すると規定している。また、条例第7条第4号では該当する情報の例示が列挙されており、人事管理に係る

事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報は条例第7条第4号に該当することが示されている。

実施機関が不開示とした部分は、人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(2) 報告第7号 人事案件について

条例第7条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを規定している。

なお、条例第7条第1号ただし書は、当該個人が公務員等である場合において、例外的開示を規定しているが、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる場合は適用しないとされている。

実施機関が不開示とした部分には個人の所属、職名、氏名等に関する情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれており、条例第7条第1号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はない。

また、その余の部分についても、人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(3) 議案第34号 特別支援学級における令和2年度使用教科用図書について

実施機関が不開示とした部分は、児童個人の氏名、学級名等に関する情報であり、条例第7条第1号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はない。

(4) 議案第54号 令和元年度和歌山市教育功労者表彰について

実施機関が不開示とした部分は、実施機関が行う表彰の選考に関する情報であって、公にすることにより、関係者等外部からの問い合わせや圧力が生ずることを危惧し、公正な判断がされない等、公正かつ円滑な事業実施に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(5) 議案第55号 人事案件について

実施機関が不開示とした部分は、個人の所属、職名、氏名及び個人が関係する団体名等に関する情報であり、条例第7条第1号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はない。

(6) 議案第60号 人事案件について

実施機関が不開示とした部分には、処分を受けた職員の個人の所属、職名、氏名等に関する情報が含まれており、条例第7条第1号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はない。

また、その余の部分についても、実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(7) 議案第61号 令和元年度和歌山市児童生徒文化奨励賞の受賞候補について

実施機関が不開示とした部分は、実施機関が行う表彰の選考に関する情報であって、公にすることにより、関係者等外部からの問い合わせや圧力が生ずることを危惧し、公正な判断がされない等、公正かつ円滑な事業実施に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(8) 議案第62号 令和元年度和歌山市川端龍子賞等の受賞候補について

実施機関が不開示とした部分は、実施機関が行う表彰の選考に関する情報であって、公にすることにより、関係者等外部からの問い合わせや圧力が生ずることを危惧し、公正な判断がされない等、公正かつ円滑な事業実施に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(9) 議案第70号 人事案件について

実施機関が不開示とした部分には、処分を受けた職員の個人の所属、職名、氏名等に関する情報が含まれており、条例第7条第1号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はない。

また、その余の部分についても、実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(10) 議案第71号 人事案件について

2ページから5ページまでのうち実施機関が不開示とした部分には、処分を受けた職員個人の所属、職名、氏名等に関する情報が含まれており、条例第7条第1号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はなく、また同時に、実施機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

10ページから11ページまでの実施機関が不開示とした部分には、個人の発言等特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を

害するおそれがある情報が含まれており、条例第7条第1号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はなく、また同時に、実施機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(11) 議案第83号 人事案件について

実施機関が不開示とした部分は、人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(12) 議案第84号 人事案件について

実施機関が不開示とした部分は、人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(13) 議案第86号 人事案件について

条例第7条第5号は、公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報を規定している。

実施機関が不開示とした部分には、処分を受けた職員個人の所属、職名、氏名等に関する情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれており、条例第7条第1号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はなく、実施機関が管理するものに関する事項等公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報が含まれており、条例第7条第5号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はない。

また、その余の部分についても、実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(14) 議案第87号 人事案件について

実施機関が不開示とした部分には処分を受けた職員の個人の所属、職名、氏名等に関する情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれており、条例第7条第1号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はない。

また、その余の部分についても、実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4年11月25日	諮問書の受理
令和 5年 8月 3日 (第73回審査会)	審 議
令和 5年 9月29日 (第74回審査会)	審 議
令和 5年10月30日 (第75回審査会)	審 議
令和 5年12月22日 (第76回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第94号に係る答申第71号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和3年5月13日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「令和2年度中に開かれた教育委員会の会議に係る議事録」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和3年7月9日、実施機関は、「令和2年度中に和歌山市役所11階教育委員室において開催された教育委員会の会議の議事録」を対象公文書として特定し、そのうち、条例第7条第1号、第3号、第4号及び第5号に該当すると判断したものを不開示とする部分開示決定を行った。

3 審査請求

令和3年10月12日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和4年11月25日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

対象公文書の審査請求に係る処分において開示しないこととした部分に記載されている情報の不開示情報該当性について疑義がある。よって、審査請求に係る処分に不服がある。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

本件処分において行った令和2年度の和歌山市教育委員会の会議の議事録に係る案件の一部不開示の決定については、次の（1）から（19）までの案件について、それ

ぞれ（１）から（１９）までに述べる理由により妥当である。

（１）議案第１０号 人事案件について

不開示とした情報は、個人の所属、職名、氏名等に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報で条例第７条第１号に該当、実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であり、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報で条例第７条第４号に該当又は公にすることにより、セキュリティ上の問題が生じることから条例第７条第５号に該当するため、不開示とした。

（２）議案第１１号 人事案件について

不開示とした情報は、個人の所属、職名、氏名等に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報で条例第７条第１号に該当、実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり条例第７条第４号に該当又は公にすることにより、情報セキュリティ上の問題が生じることから条例第７条第５号に該当するため、不開示とした。

（３）議案第２３号 人事案件について

不開示とした情報は、個人の所属、職名、氏名等に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報で条例第７条第１号に該当又は実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり条例第７条第４号に該当するため、不開示とした。

（４）議案第３１号 特別支援学級における令和３年度使用教科用図書について

不開示とした情報は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第７条第１号に該当するため、不開示とした。

（５）議案第３３号 人事案件について

不開示とした情報は、個人の所属、職名、氏名等に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第７条第１号に該当又は実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第７条第４号に該当するため、不開示とした。

(6) 議案第35号 令和2年度和歌山市教育功労者表彰について

不開示とした情報は、実施機関が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、関係者等外部からの問い合わせや圧力が生ずることを危惧し、公正な判断がされない等、公正かつ円滑な事業実施に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第4号に該当するため、不開示とした。

(7) 議案第38号 人事案件について

不開示とした情報は、人の氏名に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第1号に該当又は実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第7条第4号に該当するため、不開示とした。

(8) 議案第39号 人事案件について

3ページから4ページ18行目までのうち不開示とした情報は、人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第7条第4号に該当、4ページ35行目から5ページまでのうち実施機関内部における検討等の意思形成過程に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ若しくは不当に市民の間に混乱を及ぼすおそれがある情報であり、条例第7条第3号に該当又は実施機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第7条第4号に該当するため、不開示とした。

(9) 議案第40号 令和2年度末教職員人事異動に関する方針及び努力点について

不開示とした情報は、人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第7条第4号に該当するため、不開示とした。

(10) 議案第41号 人事案件について

不開示とした情報は、個人の所属、職名、氏名等に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第1号に該当又は実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第7条第4号に該当するため、不開示とした。

(11) 議案第42号 人事案件について

不開示とした情報は、個人の所属、職名、氏名及び状況等に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報若しくは特定の個人を識別することはでき

ないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第1号に該当又は実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第7条第4号に該当するため、不開示とした。

(12) 議案第43号 令和2年度和歌山市児童生徒文化奨励賞の受賞候補について

不開示とした情報は、実施機関が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、関係者等外部からの問い合わせや圧力が生ずることを危惧し、公正な判断がされない等、公正かつ円滑な事業実施に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第4号に該当するため、不開示とした。

(13) 議案第44号 令和2年度和歌山市川端龍子賞等の授賞候補について

不開示とした情報は、実施機関が行う事業に関する情報であって、公にすることにより、関係者等外部からの問い合わせや圧力が生ずることを危惧し、公正な判断がされない等、公正かつ円滑な事業実施に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第4号に該当するため、不開示とした。

(14) 報告第20号 教職員の問題発言について

不開示とした情報は、個人の所属、職名、氏名等に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第1号に該当又は実施機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第7条第4号に該当するため、不開示とした。

(15) 議案第52号 人事案件について

不開示とした情報は、個人の所属、職名、氏名等に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第1号に該当又は人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第7条第4号に該当するため、不開示とした。

(16) 議案第53号 人事案件について

不開示とした情報は、個人の所属、職名、氏名等に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第1号に該当又は実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第7条第4号に該当するため、不開示とした。

(17) 議案第54号 人事案件について

不開示とした情報は、人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報で条例第7条第4号に該当するため、不開示とし

た。

(18) 議案第60号 人事案件について

不開示とした情報は、個人の所属、職名、氏名等に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第1号に該当又は実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第7条第4号に該当するため、不開示とした。

(19) 議案第61号 人事案件について

不開示とした情報は、個人の所属、職名、氏名等に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、条例第7条第1号に該当又は実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、条例第7条第4号に該当するため、不開示とした。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分 of 取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

実施機関は、対象公文書の一部に条例第7条第1号、第3号、第4号及び第5号に該当する情報があるとして、当該情報を不開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分において開示しないこととした部分に記載されている情報の不開示該当性について疑義があるとして本件処分の取消しを求めているところ、実施機関は、本件処分は妥当であるとしていることから、以下、対象公文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

(1) 議案第10号 人事案件について

条例第7条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合する

ことにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを規定している。

なお、条例第7条第1号ただし書は、当該個人が公務員等である場合において、例外的開示を規定しているが、当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあると認められる場合は適用しないとされている。

条例第7条第4号は、地方公共団体等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすると規定している。また、条例第7条第4号では該当する情報の例示が列挙されており、人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報は条例第7条第4号に該当することが示されている。

条例第7条第5号は、公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる恐れがある情報を不開示とすることを規定している。

実施機関が不開示とした部分には、処分を受けた職員の個人の所属、職名、氏名等に関する情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれており、条例第7条第1号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はなく、公にすることにより、セキュリティ上の問題が生じる情報が含まれており、条例第7条第5号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はない。

また、その余の部分についても、実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(2) 議案第11号 人事案件について

実施機関が不開示とした部分には、処分を受けた職員の個人の所属、職名、氏名等に関する情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれており、条例第7条第1号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はなく、公にすることにより、情報セキュリティ上の問題が生じる情報が含まれており、条例第7条第5号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はない。

また、その余の部分についても、実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、

て、不合理な点はない。

(3) 議案第23号 人事案件について

実施機関が不開示とした部分には個人の所属、職名、氏名等に関する情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれており、条例第7条第1号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はない。

また、その余の部分についても、実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(4) 議案第31号 特別支援学級における令和3年度使用教科用図書について

実施機関が不開示とした部分は、児童個人の氏名、学級名等に関する情報であり、条例第7条第1号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はない。

(5) 議案第33号 人事案件について

実施機関が不開示とした部分には処分を受けた個人の所属、職名、氏名等に関する情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれており、条例第7条第1号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はない。

また、その余の部分についても、実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(6) 議案第35号 令和2年度和歌山市教育功労者表彰について

実施機関が不開示とした部分は、実施機関が行う表彰の選考に関する情報であって、公にすることにより、関係者等外部からの問い合わせや圧力が生ずることを危惧し、公正な判断がされない等、公正かつ円滑な事業実施に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(7) 議案第38号 人事案件について

実施機関が不開示とした部分には処分を受けた職員の個人の所属、職名、氏名等に関する情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれており、条例第7条第1号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はない。

また、その余の部分についても実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

て、不合理な点はない。

(8) 議案第39号 人事案件について

条例第7条第3号は、実施機関内部における検討等の意思形成過程に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ若しくは不当に市民の間に混乱を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを規定している。

3ページから4ページ18行目までのうち実施機関が不開示とした部分は、人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

4ページ35行目から5ページまでのうち実施機関が不開示とした部分は、実施機関内部における検討等の意思形成過程に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ若しくは不当に市民の間に混乱を及ぼすおそれがある情報であり、条例第7条第3号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はなく、また同時に、実施機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(9) 議案第40号 令和2年度末教職員人事異動に関する方針及び努力点について

実施機関が不開示とした部分は、人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(10) 議案第41号 人事案件について

実施機関が不開示とした部分には処分を受けた個人の所属、職名、氏名等に関する情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれており、条例第7条第1号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はない。

また、その余の部分についても、実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(11) 議案第42号 人事案件について

実施機関が不開示とした部分には処分を受けた個人の所属、職名、氏名等に関する情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれており、条例第7条第1号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はない。

また、その余の部分についても、実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(12) 議案第43号 令和2年度和歌山市児童生徒文化奨励賞の受賞候補について

実施機関が不開示とした部分は、実施機関が行う表彰の選考に関する情報であって、公にすることにより、関係者等外部からの問い合わせや圧力が生ずることを危惧し、公正な判断がされない等、公正かつ円滑な事業実施に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(13) 議案第44号 令和2年度和歌山市川端龍子賞等の授賞候補について

実施機関が不開示とした部分は、実施機関が行う表彰の選考に関する情報であって、公にすることにより、関係者等外部からの問い合わせや圧力が生ずることを危惧し、公正な判断がされない等、公正かつ円滑な事業実施に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(14) 報告第20号 教職員の問題発言について

実施機関が不開示とした部分には個人の所属、職名、氏名等に関する情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれており、条例第7条第1号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はない。

また、その余の部分についても、人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(15) 議案第52号 人事案件について

実施機関が不開示とした部分には個人の所属、職名、氏名等に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれており、条例第7条第1号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はない。

また、その余の部分についても、人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(16) 議案第53号 人事案件について

実施機関が不開示とした部分には処分を受けた職員の個人の所属、職名、氏名等に関する情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれており、条例第7条第1号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はない。

また、その余の部分についても、実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(17) 議案第54号 人事案件について

実施機関が不開示とした部分は、人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(18) 議案第60号 人事案件について

実施機関が不開示とした部分には処分を受けた職員の個人の所属、職名、氏名等に関する情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれており、条例第7条第1号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はない。

また、その余の部分についても、実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

(19) 議案第61号 人事案件について

実施機関が不開示とした部分には処分を受けた職員の個人の所属、職名、氏名等に関する情報若しくは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報が含まれており、条例第7条第1号の規定により不開示としたことについて、不合理な点はない。

また、その余の部分についても、実施機関及び他の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、実施機関が当該部分を条例第7条第4号に該当するとして不開示としたことについて、不合理な点はない。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4年11月25日	諮問書の受理
令和 5年 8月 3日 (第73回審査会)	審 議
令和 5年 9月29日 (第74回審査会)	審 議
令和 5年10月30日 (第75回審査会)	審 議
令和 5年12月22日 (第76回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第95号に係る答申第72号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和3年3月31日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「市長のメールアドレス（公用のものに限る。）により受信し、又は送信した電子メールに係る公文書」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和3年5月28日、実施機関は、憲法第21条第2項に規定する通信の秘密を侵害することになるため、当該公文書の存否を答えることはできない（条例第7条第6号）として、公文書不開示決定を行った。

3 審査請求

令和3年8月30日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和5年2月15日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第6号の規定の解釈の誤り

条例第7条第6号の規定は、不開示情報として「法令又は条例の規定により、公にすることができない情報」を定めるものである。

実施機関は、同号の法令には憲法が含まれるものと解して本件処分を行ったものと解される。

しかしながら、同号の法令には憲法は含まれないものと解される。すなわち、そもそも、憲法の性格に照らし、憲法は情報公開法制との関係で具体的に一定の情報を公にすることを制限するような趣旨を含むものではないし、仮に情報公開法制におけ

る情報の取扱いについて憲法上の要請が存するとしても、それはごく抽象的なものにとどまり、制度設計の段階で反映されるべきものであるものと考えられるからである。このことは、国の行政機関に係る情報公開制度について定める行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)に憲法の規定により公にすることができない情報を不開示情報とする規定が置かれていないことから明らかであるように思われる。同号の規定のうち「法令…の規定により、公にすることができない情報」に係る部分については、地方公共団体における条例の制定について定める日本国憲法第94条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第14条第1項の規定に照らし、条例の制定に際しては法令に抵触することを回避する必要があるところ、和歌山市における情報の取扱いについて(情報公開法制との関係においても)規律するものとなっている法令の規定は種々あるものと考えられ、それらの規定に関しいちいち規定しては煩雑になるうえ、今後においてそれらの規定の改正又は廃止があった場合に都度対応を迫られることになることから、個別の規定に代えて包括的な規定を置くこととしたものであるものと解するのが相当である。

よって、実施機関の同号の規定の解釈には誤りがある。

なお、実施機関においても、同号の規定については、通例「「法令」とは、法律、政令、府令、省令その他の命令をいい」と解しているところであり(実施機関発行「和歌山市情報公開条例の解釈及び運用」21頁)、同号の法令には憲法は含まれないものと解していることが認められる。

(2) 日本国憲法第21条第2項後段の規定の解釈の誤り

日本国憲法第21条第2項後段の規定は、「通信の秘密は、これを侵してはならない。」と定めるものである。

実施機関は、同項後段の規定は実施機関において対象公文書の存否に関する情報を公にすることができない旨の趣旨を含むものであるものと解して本件処分を行ったものと解される。

しかしながら、同項後段の規定が実施機関において対象公文書の存否に関する情報を公にすることができない旨の趣旨を含むものであるものと解することはできない。すなわち、実施機関において対象公文書の存否に関する情報を公にするというのは、通信の当事者が通信の存否を他に明らかにするというだけのことであって、同項後段の規定の意義が「公権力が通信の内容や通信の存在自体に関する事実を知得することの禁止」及び「通信業務事業者が職務上知り得た通信に関する情報を私人や他の公権力に漏洩することの禁止」にあるとされており(長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2)』434頁)、通信の当事者が通信の秘密に係る事項を他に明らかにすることを禁止するようなものではないことからすれば、およそ同項後段の規定との関係が問題となる余地はないものというほかない。

よって、実施機関の同項後段の規定の解釈には誤りがある。

なお、仮に、同項後段の規定は実施機関において対象公文書の存否に関する情報を公にすることができない旨の趣旨を含むものであるものとする、その理は、より一般的には実施機関における市民その他の者からの文書等の（送付による）受領又は市民その他の者への文書等の送付に関する情報にも当てはまることとなり、実施機関において市民その他の者から文書等を（送付により）受領し、又は市民その他の者に文書等を送付したことを推知させるような場合には一切の公文書を開示することができないということになる、このような事態は同条例をはじめとする情報公開法制の予定するところではなく（現に、実施機関及び他の市の機関においても、以前から当然にこの種の公文書が開示されている。）、同条例をはじめとする情報公開法制はそもそも前提を異にしているものというべきである。

また、情報公開法制全体を俯瞰したとき、電子メールに係る文書等の開示について同項後段の規定との関係を問題とする議論は皆無であるものと思われる。行政機関の保有する情報の公開に関する法律の解説書においては、電子メールに係る文書等の開示についての記載があるところ（宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説[第8版]』52頁）、同項後段の規定との関係は、全く問題とされておらず、そもそも検討に値するものすらされていないことが認められる。裁判例でも、電子メールに係る文書等の組織共用性が問題となったことはあっても（大阪地判平成28年9月9日裁判所HP参照（平成26年（行ウ）第286号）・大阪高判平成29年9月22日裁判所HP参照（平成28年（行コ）第282号））、電子メールに係る文書等の開示と同項後段の規定との関係が問題となったことはないものと思われる。実施機関においても、以前には、総務課長（「文書管理の総括に関すること」等を所掌する総務課の課長であり、文書管理に関し所管課長等を指揮監督するものとされている（和歌山市文書取扱規程（平成3年訓令第7号）第8条第2項参照。））から、各所属長に対し、「電子メールにおける公文書の取扱いについて（通知）」（令和2年4月2日付け和総第1号）により、電子メールに係る文書等について開示請求への対応を前提に取り扱うよう通知しているところであり、電子メールに係る文書等の開示について同項後段の規定との関係を問題とする前提に立っているものではないことが認められる。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件審査請求の争点は、実施機関が行った令和3年5月28日付け和歌山市指令秘第67号による公文書不開示決定に関し、処分の取り消しを求める点であるが、本件処分は次の理由により妥当である。

電子メールは、郵便物などと同じく通信の一種であり、通信の秘密は、憲法上、通信コミュニケーションを保護するものとして、私人の通信と官公庁の通信との差なく保障されるものである。通信の秘密の保護の公権力行使の場面における例外は、法

令上、犯罪捜査、刑事収容施設、犯則嫌疑など重大な公益上の理由があるときに限られている。また、その秘密の保護については、通信内容はもちろんのこと、発信者、受信者、通信日時、通信行為の存在にも及ぶものと解されている。

電子メールに対する公文書開示請求は、通信当事者にとっては公権力を行使されることにほかならず、通信の秘密を侵害する恐れがある。

以上のことから、当該公文書の存否を答えることはできないとして、公文書不開示決定を行った本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

(2) 市長の送信メールについて、市長アドレスから電子メールを送信することは行っておらず、よって、送信メールは存在しない。

また、和歌山市の電子メールは、システム上、2か月間で自動的に削除される仕組みになっているところ、市長の受信メールは、既に削除されており、存在していない。

よって、公文書不開示決定を行った本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

なお、条例第2条第2号は、公文書該当性の要件を、①実施機関が職務上作成又は取得したものであること、②実施機関が組織的に用いるものとして保有しているものであることとしており、公文書というためには、その文書に②の組織共用性が必要である。そのうち、電子メールについては、特に保存の必要性があると考えられるものだけを組織共用文書として扱っている。

今回、対象となる市長の受信メールの中で保存されているものは、上述のとおり、存在していないが、このことは、保存の必要性があると考えられるメールが存在していなかったことの証左でもある。

よって、対象となる市長の受信メールの中に、公文書に該当するようなものは存在していなかったことを付言する。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

本件で、実施機関は、令和4年5月31日付け弁明書において、条例第7条第6号の

法令秘情報に当たることを理由に条例第10条に基づく存否応当拒否を行っていたと主張している。さらに、実施機関は、令和4年12月5日付け弁明書（追加）において、送信メールについて、市長アドレスからメールを送信しておらず送信メールが不存在である点、受信メールについて、既に削除され不存在である点及び受信メールのうち組織共用性を有して公文書に該当すると判断されるものはなかったという点を従前の不開示の理由に追加して主張している。そこで、当審査会としては、不開示理由の条例第7条第6号該当性の判断に先立って、不開示決定時の公文書の保有の有無について判断するのが適当と考える。

市長の送信メールについて、市長アドレスから電子メールを送信することは行っておらず、送信メールはそもそも存在しないという実施機関の主張については、決裁制度をはじめとした意思決定指揮命令の仕組みが確立している組織において長がその個人アドレスではなく他の手段で実施機関内部の意思決定命令を行うことや、外部への連絡を行うことは十分にありうることからすれば、一定の合理性がある。

市長の受信メールについて、受信メール中に組織共用性があるメールはなかったという主張については、否定することはできず不合理であるとまではいえない。

また、受信メールが2か月経過後にシステムの設定により全て自動的に削除されたという実施機関の主張については、上述のように実施機関が組織共用性を有するメールはないと評価し当該メールの保存措置を行わない判断をした時点の後に、システム上の時間の経過によりメールソフトの送受信ボックス内の各メールがシステム上自動的に削除されるという事実経過を辿ったという趣旨であれば、実施機関の事務処理の流れとして合理性がないとまではいえない。

したがって、送信メールにつき市長アドレス発信のメールが物理的に初めから存在しないという意味で対象公文書は不存在であり、受信メールにつきメールで組織共用性があるものがなく公文書に該当するものがないという意味で法的評価として公文書が存在しないという意味で対象公文書が不存在であるというべきである。

以上のことから、対象公文書が不存在であることからすれば、その余の不開示理由の条例第7条第6号該当性について判断するまでもなく、不開示とした実施機関の決定は結論において妥当である。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年 2月15日	諮問書の受理
令和 5年 9月29日 (第74回審査会)	審 議
令和 5年10月30日 (第75回審査会)	審 議
令和 5年12月22日 (第76回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第96号に係る答申第73号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和3年3月31日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「副市長のメールアドレス（公用のものに限る。）により受信し又は送信した電子メールに係る公文書」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和3年5月28日、実施機関は、憲法第21条第2項に規定する通信の秘密を侵害することになるため、当該公文書の存否を答えることはできない（条例第7条第6号）として、公文書不開示決定を行った。

3 審査請求

令和3年8月30日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和5年2月15日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 和歌山市情報公開条例第7条第6号の規定の解釈の誤り

条例第7条第6号の規定は、不開示情報として「法令又は条例の規定により、公にすることができない情報」を定めるものである。

実施機関は、同号の法令には憲法が含まれるものと解して本件処分を行ったものと解される。

しかしながら、同号の法令には憲法は含まれないものと解される。すなわち、そもそも、憲法の性格に照らし、憲法は情報公開法制との関係で具体的に一定の情報を公にすることを制限するような趣旨を含むものではないし、仮に情報公開法制における情報

の取扱いについて憲法上の要請が存するとしても、それはごく抽象的なものにとどまり、制度設計の段階で反映されるべきものであるものと考えられるからである。このことは、国の行政機関に係る情報公開制度について定める行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に憲法の規定により公にすることができない情報を不開示情報とする規定が置かれていないことから明らかであるように思われる。同号の規定のうち「法令…の規定により、公にすることができない情報」に係る部分については、地方公共団体における条例の制定について定める日本国憲法第94条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定に照らし、条例の制定に際しては法令に抵触することを回避する必要があるところ、和歌山市における情報の取扱いについて（情報公開法制との関係においても）規律するものとなっている法令の規定は種々あるものと考えられ、それらの規定に関しいちいち規定しては煩雑になるうえ、今後においてそれらの規定の改正又は廃止があった場合に都度対応を迫られることになることから、個別の規定に代えて包括的な規定を置くこととしたものであるものと解するのが相当である。

よって、実施機関の同号の規定の解釈には誤りがある。

なお、実施機関においても、同号の規定については、通例「「法令」とは、法律、政令、府令、省令その他の命令をいい」と解しているところであり（実施機関発行「和歌山市情報公開条例の解釈及び運用」21頁）、同号の法令には憲法は含まれないものと解していることが認められる。

（2）日本国憲法第21条第2項後段の規定の解釈の誤り

日本国憲法第21条第2項後段の規定は、「通信の秘密は、これを侵してはならない。」と定めるものである。

実施機関は、同項後段の規定は実施機関において対象公文書の存否に関する情報を公にすることができない旨の趣旨を含むものであるものと解して本件処分を行ったものと解される。

しかしながら、同項後段の規定が実施機関において対象公文書の存否に関する情報を公にすることができない旨の趣旨を含むものであるものと解することはできない。すなわち、実施機関において対象公文書の存否に関する情報を公にするというのは、通信の当事者が通信の存否を他に明らかにするというだけのことであって、同項後段の規定の意義が「公権力が通信の内容や通信の存在自体に関する事実を知得することの禁止」及び「通信業務事業者が職務上知り得た通信に関する情報を私人や他の公権力に漏洩することの禁止」にあるとされており（長谷部恭男編『注釈日本国憲法（2）』434頁）、通信の当事者が通信の秘密に係る事項を他に明らかにすることを禁止するようなものではないことからすれば、およそ同項後段の規定との関係が問題となる余地はないものというほかない。

よって、実施機関の同項後段の規定の解釈には誤りがある。

なお、仮に、同項後段の規定は実施機関において対象公文書の存否に関する情報を公にすることができない旨の趣旨を含むものであるものとする、その理は、より一般的には実施機関における市民その他の者からの文書等の（送付による）受領又は市民その他の者への文書等の送付に関する情報にも当てはまることとなり、実施機関において市民その他の者から文書等を（送付により）受領し、又は市民その他の者に文書等を送付したことを推知させるような場合には一切の公文書を開示することができないということになるところ、このような事態は同条例をはじめとする情報公開法制の予定するところではなく（現に、実施機関及び他の市の機関においても、以前から当然にこの種の公文書が開示されている。）、同条例をはじめとする情報公開法制はそもそも前提を異にしているものというべきである。

また、情報公開法制全体を俯瞰したとき、電子メールに係る文書等の開示について同項後段の規定との関係を問題とする議論は皆無であるものと思われる。行政機関の保有する情報の公開に関する法律の解説書においては、電子メールに係る文書等の開示についての記載があるところ（宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説〔第8版〕』52頁）、同項後段の規定との関係は、全く問題とされておらず、そもそも検討に値するものとするされていないことが認められる。裁判例でも、電子メールに係る文書等の組織共用性が問題となったことはあっても（大阪地判平成28年9月9日裁判所HP参照（平成26年（行ウ）第286号）・大阪高判平成29年9月22日裁判所HP参照（平成28年（行コ）第282号））、電子メールに係る文書等の開示と同項後段の規定との関係が問題となったことはないものと思われる。実施機関においても、以前には、総務課長（「文書管理の総括に関すること」等を所掌する総務課の課長であり、文書管理に関し所管課長等を指揮監督するものとされている（和歌山市文書取扱規程（平成3年訓令第7号）第8条第2項参照。））から、各所属長に対し、「電子メールにおける公文書の取扱いについて（通知）」（令和2年4月2日付け和総第1号）により、電子メールに係る文書等について開示請求への対応を前提に取り扱うよう通知しているところであり、電子メールに係る文書等の開示について同項後段の規定との関係を問題とする前提に立っているものではないことが認められる。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件審査請求の争点は、実施機関が行った令和3年5月28日付け和歌山市指令秘第68号による公文書不開示決定に関し、処分の取り消しを求める点であるが、本件処分は次の理由により妥当である。

電子メールは、郵便物などと同じく通信の一種であり、通信の秘密は、憲法上、通信コミュニケーションを保護するものとして、私人の通信と官公庁の通信との差な

く保障されるものである。通信の秘密の保護の公権力行使の場面における例外は、法令上、犯罪捜査、刑事収容施設、犯則嫌疑など重大な公益上の理由があるときに限られている。また、その秘密の保護については、通信内容はもちろんのこと、発信者、受信者、通信日時、通信行為の存在にも及ぶものと解されている。

電子メールに対する公文書開示請求は、通信当事者にとっては公権力を行使されることにほかならず、通信の秘密を侵害する恐れがある。

以上のことから、当該公文書の存否を答えることはできないとして、公文書不開示決定を行った本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

(2) 各副市長のメールについて、各副市長アドレスから電子メールを送信することは行っておらず、かつ、各副市長アドレスにて電子メールを受信することも行われていなかった。よって、各副市長のメールについては、そもそも電子メールは存在しない。

よって、公文書不開示決定を行った本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

本件で、実施機関は、令和4年5月31日付け弁明書において、条例第7条第6号の法令秘情報に当たることを理由に条例第10条に基づく存否応当拒否を行っていたと主張している。さらに、実施機関は、令和4年12月5日付け弁明書において、送受信メールについて、各副市長アドレスからメールを送受信しておらずそもそも電子メールが存在しない点を従前の不開示の理由に追加して主張している。そこで、当審査会としては、不開示理由の条例第7条第6号該当性の判断に先立って、不開示決定時の公文書の保有の有無について判断するのが適当と考える。

各副市長の送受信メールについて、各副市長アドレスから電子メールを送信することは行っておらず、かつ各副市長アドレスにて電子メールを受信することも行われていなかったことからそもそも電子メールが存在しないという実施機関の主張について

は、決裁制度をはじめとした意思決定指揮命令のシステムが確立している組織において首脳部がメールではない方法での伝達手段をとっていたことは十分にありうると思われる点で、不合理であるとまではいえない。

したがって、送受信メールにつき各副市長アドレスのメールが物理的に存在しないという意味で対象公文書は不存在であるというべきである。

以上のことから、対象公文書が不存在であることからすれば、その余の不開示理由の条例第7条第6号該当性について判断するまでもなく、不開示とした実施機関の決定は結論において妥当である。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年 2月 15日	諮問書の受理
令和 5年 9月 29日 (第74回審査会)	審 議
令和 5年 10月 30日 (第75回審査会)	審 議
令和 5年 12月 22日 (第76回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第97号に係る答申第74号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和3年8月31日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「令和3年8月31日に市において秘書課に対し付与したメールアドレスにより受信し、又は送信した電子メールに係る公文書」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和3年10月29日、実施機関は、憲法第21条第2項に規定する通信の秘密を侵害することになるため、当該公文書の存否を答えることはできない（条例第7条第6号）として、公文書不開示決定を行った。

3 審査請求

令和4年1月31日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和5年2月15日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分については、実施機関は、対象公文書の存否に関する情報が日本国憲法第21条第2項後段の規定により公にすることができない情報であることを前提に、条例第10条の規定により、対象公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したものである。

しかしながら、対象公文書の存否に関する情報は、同項後段の規定により公にすることができない情報であるものとはいえない。同項後段の規定については、その意義は「公権力が通信の内容や通信の存在自体に関する事実を知得することの禁止」及び「通信業務事業者が職務上知り得た通信に関する情報を私人や他の公権力に漏洩す

ることの禁止」にあるものとされている(長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2)』434頁参照)。一方で、実施機関において対象公文書の存否に関する情報を公にするというのは、要するに通信の当事者が通信の当事者以外の者に通信の秘密に係る事項を明らかにするということにすぎず、「公権力が通信の内容や通信の存在自体に関する事実を知得することの禁止」及び「通信業務事業者が職務上知り得た通信に関する情報を私人や他の公権力に漏洩することの禁止」のいずれにも触れるものではない。そうすると、本件については、同項後段の規定との直接の関係を問題とする余地はないものというべきである。

よって、本件処分については、実施機関において、対象公文書の存否に関する情報は同項後段の規定により公にすることができない情報であるものとはいえないのに、対象公文書の存否に関する情報が同項後段の規定により公にすることができない情報であることを前提に、同条の規定により、対象公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したものであり、本件処分は、同条例の関係規定に違反する違法なものである。

- (2) なお、仮に、対象公文書の存否に関する情報が同項後段の規定により公にすることができない情報であるものとする、その理は、より一般的には、和歌山市における市民その他の者からの文書等の送付による受領又は市民その他の者への文書等の送付に係る存否に関する情報にも当てはまることとなり、情報公開制度上、実施機関その他の市の機関においては、当該機関において市民その他の者から文書等を送付により受領し、又は市民その他の者へ文書等を送付したことを推知することができるような場合には、一切の公文書を開示することができないということになる。このような事態は、およそ同条例をはじめとする情報公開法制の予定するところではなく、情報公開法制においてはそもそも前提を異にしているものというべきである。
- (3) また、情報公開法制に関する議論を俯瞰したとき、電子メールその他の手段による通信に係る文書等の開示に関し同項後段の規定との関係を問題とする前提に立つ議論は皆無であるように思われる。国の行政機関に係る情報公開制度について定める行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の主要な解説書の一つでは、電子メールに係る文書等の開示に関する記載があるものの、同項後段の規定との関係は問題としていない(宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説[第8版]』52頁)。電子メールに係る文書等の開示に関する議論でしばしば参照される裁判例では、電子メールに係る文書等の公文書該当性が問題となったものの、同項後段の規定との関係は問題となっていない(大阪地判平成28年9月9日判例集不登載・大阪高判平成29年9月22日判例集不登載)。結局、本件処分に関し実施機関がよって立つ前提については、独自の見解であるものと言わざるを得ない。
- (4) さらにいえば、審査請求人の知る限り、実施機関においても、本件処分をした日の前後にかかわらず、本件を含む3件の案件を除いては、電子メールその他の手段によ

る通信に係る文書等の開示に関し同項後段の規定との関係を問題とする前提に立つものではないものである。

第一に、実施機関においては、令和2年度において、総務課長（「文書管理の総括に関する事」等を所掌する総務課の課長であり、文書管理に関し所管課長等を指揮監督するものとされている（和歌山市文書取扱規程（平成3年訓令第7号）第8条第2項。））から、各所属長に対し、電子メールに係る文書等について開示請求への対応を前提に取り扱うよう通知している。

第二に、実施機関においては、平成29年度において、その受けた「市長が2017/6/21～30に送信したメールの本文・タイトル・宛先ならびに添付ファイル（いずれも電磁的記録に限る）」に係る公文書に係る開示申出に関し、当該公文書の存否を明らかにした上で回答している。

第三に、実施機関においては、令和2年度及び令和3年度において、審査請求人において実施機関に対し行った多数の開示請求に関し、電子メールその他の手段による通信に係る公文書を含む公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をし、当該決定に基づいて審査請求人に対し当該公文書を開示している。

本件処分の内容をこれらの事項との関係で総合的に理解することは困難であり、本件については、実施機関において何らかの不当な目的をもって本件処分をしたものであるのではないかという疑いをも禁じ得ないところである。実施機関においては、この審査請求に係る審理手続を通じ、この点についても明確な説明を示されたい。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件審査請求の争点は、実施機関が行った令和3年10月29日付け和歌山市指令秘第36号による公文書不開示決定に関し、処分の取り消しを求める点であるが、本件処分は次の理由により妥当である。

電子メールは、郵便物などと同じく通信の一種であり、通信の秘密は、憲法上、通信コミュニケーションを保護するものとして、私人の通信と官公庁の通信との差なく保障されるものである。通信の秘密の保護の公権力行使の場面における例外は、法令上、犯罪捜査、刑事収容施設、犯則嫌疑など重大な公益上の理由があるときに限られている。また、その秘密の保護については、通信内容はもちろんのこと、発信者、受信者、通信日時、通信行為の存在にも及ぶものと解されている。

電子メールに対する公文書開示請求は、通信当事者にとっては公権力を行使されることにほかならず、通信の秘密を侵害する恐れがある。

以上のことから、当該公文書の存否を答えることはできないとして、公文書不開示決定を行った本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

また、審査請求人は、これまでの公文書開示請求に係る回答との整合性を指摘する

が、過去の一事案における当時の実施機関の考え方がどうあれ、電子メールに対する公文書開示請求は、通信当事者にとっては公権力を行使されることになることから、通信の秘密を侵害する恐れがあると考えている。

- (2) 和歌山市の電子メールは、システム上、2か月間で自動的に削除される仕組みになっているところ、令和3年8月31日分の秘書課のメールは、既に削除されており、存在していない。

よって、公文書不開示決定を行った本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

なお、条例第2条第2号は、公文書該当性の要件を、①実施機関が職務上作成又は取得したものであること、②実施機関が組織的に用いるものとして保有しているものであることとしており、公文書というためには、その文書に②の組織共用性が必要である。そのうち、電子メールについては、特に保存の必要性があると考えられるものだけを組織共用文書として扱っている。

今回、秘書課のメールについては、ひとまずデータとして保管措置を取り、検討を行ったが、その内容は、他部署からの日常的な情報提供などの軽微な事務連絡等や外部から送信されてきたメールマガジン等であった。そのため、対象となる秘書課のメールの中に保存すべきものは存在していなかった。

よって、対象となる秘書課のメールの中に、公文書に該当するようなものは存在しておらず、ゆえにまた、受信メール本体が全て自動削除となっていることは、上述のとおりである。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

本件で、実施機関は、令和4年6月16日付け弁明書において、条例第7条第6号の法令秘情報に当たることを理由に条例第10条に基づく存否応当拒否を行っていたと主張している。さらに、実施機関は、令和4年12月5日付け弁明書(追加)において、メールについて、既にシステムにより自動削除され不存在である点及びメールのうち

組織共用性を有して公文書に該当すると判断されるものはなかったという点を従前の不開示の理由に追加して主張している。そこで、当審査会としては、不開示理由の条例第7条第6号該当性の判断に先立って、不開示決定時の公文書の保有の有無について判断するのが適当と考える。

メール中に組織共用性があるメールはなかったという実施機関の主張について、相当の長期間であれば格別、令和3年8月31日の当該24時間の送受信メールについて組織共用性がないと判断されるメールのみであったという趣旨であれば、実施機関の説明には一定の合理性はあるといえる。

また、それぞれのメールが2か月経過後にシステムの設定により全て自動的に削除されたという実施機関の主張については、令和3年8月31日の24時間の送受信メールにつき、上述のように実施機関が組織共用性を有するメールはないと評価し当該メールの保存措置を行わない判断をした時点の後に、システム上の時間の経過によりメールソフトの送受信ボックス内の各メールがシステム上自動的に削除されるという事実経過を辿ったという趣旨であれば、実施機関の事務処理の流れとして合理性がないとまではいえない。

したがって、令和3年8月31日の当該24時間に送受信したメールについては、組織共用性があるものはなく、公文書に該当するものがない、つまり法的評価として公文書が存在しないことから、不開示決定時の公文書の保有の有無について、対象公文書は不存在である。

以上のことから、対象公文書が存在しないことからすれば、その余の不開示理由の条例第7条第6号該当性について判断するまでもなく、不開示とした実施機関の決定は結論において妥当である。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年 2月15日	諮問書の受理
令和 5年 9月29日 (第74回審査会)	審 議
令和 5年10月30日 (第75回審査会)	審 議
令和 5年12月22日 (第76回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第98号に係る答申第75号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和3年8月31日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「市において市長に対し付与したメールアドレスにより受信し、又は送信した電子メール（その受信又は送信に係るメールアドレスに市において市長若しくは市長部局の職員又は市長部局の組織に付与したメールアドレス以外のメールアドレスが含まれるものを除く。）に係る公文書（令和3年3月31日の時点において公文書として保有していたものを除く。）」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和3年10月29日、実施機関は、憲法第21条第2項に規定する通信の秘密を侵害することになるため、当該公文書の存否を答えることはできない（条例第7条第6号）として、公文書不開示決定を行った。

3 審査請求

令和4年1月31日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和5年2月15日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分については、実施機関は、対象公文書の存否に関する情報が日本国憲法第21条第2項後段の規定により公にすることができない情報であることを前提に、条例第10条の規定により、対象公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したものである。

しかしながら、対象公文書の存否に関する情報は、同項後段の規定により公にする

ことができない情報であるものとはいえない。同項後段の規定については、その意義は「公権力が通信の内容や通信の存在自体に関する事実を知得することの禁止」及び「通信業務事業者が職務上知り得た通信に関する情報を私人や他の公権力に漏洩することの禁止」にあるものとされている(長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2)』434頁参照)。一方で、実施機関において対象公文書の存否に関する情報を公にするというのは、要するに通信の当事者が通信の当事者以外の者に通信の秘密に係る事項を明らかにするというにすぎず、「公権力が通信の内容や通信の存在自体に関する事実を知得することの禁止」及び「通信業務事業者が職務上知り得た通信に関する情報を私人や他の公権力に漏洩することの禁止」のいずれにも触れるものではない。そうすると、本件については、同項後段の規定との直接の関係を問題とする余地はないものというべきである。

よって、本件処分については、実施機関において、対象公文書の存否に関する情報は同項後段の規定により公にすることができない情報であるものとはいえないのに、対象公文書の存否に関する情報が同項後段の規定により公にすることができない情報であることを前提に、同条の規定により、対象公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したものであり、本件処分は、同条例の関係規定に違反する違法なものである。

- (2) なお、仮に、対象公文書の存否に関する情報が同項後段の規定により公にすることができない情報であるものとする、その理は、より一般的には、和歌山市における市民その他の者からの文書等の送付による受領又は市民その他の者の文書等の送付に係る存否に関する情報にも当てはまることとなり、情報公開制度上、実施機関その他の市の機関においては、当該機関において市民その他の者から文書等を送付により受領し、又は市民その他の者へ文書等を送付したことを推知することができるような場合には、一切の公文書を開示することができないということになる。このような事態は、およそ同条例をはじめとする情報公開法制の予定するところではなく、情報公開法制においてはそもそも前提を異にしているものというべきである。
- (3) また、情報公開法制に関する議論を俯瞰したとき、電子メールその他の手段による通信に係る文書等の開示に関し同項後段の規定との関係を問題とする前提に立つ議論は皆無であるように思われる。国の行政機関に係る情報公開制度について定める行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の主要な解説書の一つでは、電子メールに係る文書等の開示に関する記載があるものの、同項後段の規定との関係は問題としていない(宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説[第8版]』52頁)。電子メールに係る文書等の開示に関する議論でしばしば参照される裁判例では、電子メールに係る文書等の公文書該当性が問題となったものの、同項後段の規定との関係は問題となっていない(大阪地判平成28年9月9日判例集不登載・大阪高判平成29年9月22日判例集不登載)。結局、本件処分に関し実施機関がよ

って立つ前提については、独自の見解であるものと言わざるを得ない。

- (4) さらにいえば、審査請求人の知る限り、実施機関においても、本件処分をした日の前後にかかわらず、本件を含む3件の案件を除いては、電子メールその他の手段による通信に係る文書等の開示に関し同項後段の規定との関係を問題とする前提に立つものではないものである。

第一に、実施機関においては、令和2年度において、総務課長（「文書管理の総括に関すること」等を所掌する総務課の課長であり、文書管理に関し所管課長等を指揮監督するものとされている（和歌山市文書取扱規程（平成3年訓令第7号）第8条第2項。）から、各所属長に対し、電子メールに係る文書等について開示請求への対応を前提に取り扱うよう通知している。

第二に、実施機関においては、平成29年度において、その受けた「市長が2017/6/21～30に送信したメールの本文・タイトル・宛先ならびに添付ファイル（いずれも電磁的記録に限る）」に係る公文書に係る開示申出に関し、当該公文書の存否を明らかにした上で回答している。

第三に、実施機関においては、令和2年度及び令和3年度において、審査請求人において実施機関に対し行った多数の開示請求に関し、電子メールその他の手段による通信に係る公文書を含む公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をし、当該決定に基づいて審査請求人に対し当該公文書を開示している。

本件処分の内容をこれらの事項との関係で総合的に理解することは困難であり、本件については、実施機関において何らかの不当な目的をもって本件処分をしたものであるのではないかという疑いをも禁じ得ないところである。実施機関においては、この審査請求に係る審理手続を通じ、この点についても明確な説明を示されたい。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件審査請求の争点は、実施機関が行った令和3年10月29日付け和歌山市指令秘第37号による公文書不開示決定に関し、処分の取り消しを求める点であるが、本件処分は次の理由により妥当である。

電子メールは、郵便物などと同じく通信の一種であり、通信の秘密は、憲法上、通信コミュニケーションを保護するものとして、私人の通信と官公庁の通信との差なく保障されるものである。通信の秘密の保護の公権力行使の場面における例外は、法令上、犯罪捜査、刑事収容施設、犯則嫌疑など重大な公益上の理由があるときに限られている。また、その秘密の保護については、通信内容はもちろんのこと、発信者、受信者、通信日時、通信行為の存在にも及ぶものと解されている。

電子メールに対する公文書開示請求は、通信当事者にとっては公権力を行使されることにほかならず、通信の秘密を侵害する恐れがある。

以上のことから、当該公文書の存否を答えることはできないとして、公文書不開示決定を行った本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

また、審査請求人は、これまでの公文書開示請求に係る回答との整合性を指摘するが、過去の一事案における当時の実施機関の考え方がどうあれ、電子メールに対する公文書開示請求は、通信当事者にとっては公権力を行使されることになることから、通信の秘密を侵害する恐れがあると考えている。

(2) 市長の送信メールについて、市長アドレスから電子メールを送信することは行っておらず、よって、送信メールは存在しない。

また、和歌山市の電子メールは、システム上、2か月間で自動的に削除される仕組みになっているところ、市長の受信メールは、既に削除されており、存在していない。

よって、公文書不開示決定を行った本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

なお、条例第2条第2号は、公文書該当性の要件を、①実施機関が職務上作成又は取得したものであること、②実施機関が組織的に用いるものとして保有しているものであることとしており、公文書というためには、その文書に②の組織共用性が必要である。そのうち、電子メールについては、特に保存の必要性があると考えられるものだけを組織共用文書として扱っている。

今回、令和3年8月31日時点で削除されていなかった電子メールについては、ひとまずデータとして保管措置を取り、検討を行ったが、対象となる市長の受信メールのほとんどについては、メールマガジン等の、多くの送信先に対し一斉に送信されていると思われる一方的なお知らせメールであった。それ以外にも、市長受信メールの中には、一部、個別に市長あてに送られたメールも存在したが、その内容は挨拶等の一過性の情報伝達としての通信のみであった。そのため、市長受信メールの中に保存すべきものは存在していなかった。

よって、対象となる市長の受信メールの中に、公文書に該当するようなものは存在しておらず、ゆえにまた、受信メール本体が全て自動削除となっていることは、上述のとおりである。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うよ

うに努めた。

2 審査会の判断

本件で、実施機関は、令和4年6月16日付け弁明書において、条例第7条第6号の法令秘情報に当たることを理由に条例第10条に基づく存否応当拒否を行っていると主張している。さらに、実施機関は、令和4年12月5日付け弁明書（追加）において、送信メールについて、市長アドレスから電子メールを送信しておらず送信メールが存在しない点、受信メールについて、既に削除され存在しない点及び受信メールのうち組織共用性を有して公文書に該当すると判断されるものはなかったという点を従前の不開示の理由に追加して主張している。そこで、当審査会としては、不開示理由の条例第7条第6号該当性の判断に先立って、不開示決定時の公文書の保有の有無について判断するのが適当と考える。

市長の送信メールについて、市長アドレスから電子メールを送信することは行っておらず、送信メールはそもそも存在しないという実施機関の主張については、決裁制度をはじめとした意思決定指揮命令の仕組みが確立している組織において長が長の個人アドレスではなく他の手段で意思決定命令を行うことは十分にありうることからすれば、一定の合理性がある。

市長の受信メールについて、受信メール中に組織共用性があるメールはなかったという主張については、決裁制度をはじめとした意思決定命令の仕組みが確立している組織において長との情報伝達を長のメールアドレスへのメール以外で行う運用は十分にありうることからすれば、一定の合理性がある。

また、それぞれの受信メールが2か月経過後にシステムの設定により全て自動的に削除されたという実施機関の主張については、上述のように実施機関が組織共用性を有するメールはないと評価し当該メールの保存措置を行わない判断をした時点の後に、システム上の時間の経過によりメールソフトの送受信ボックス内の各メールがシステム上自動的に削除されるという事実経過を辿ったという趣旨であれば、実施機関の事務処理の流れとして合理性がないとまではいえない。

したがって、送信メールにつき市長アドレス発信のメールが物理的に初めから存在しないという意味で対象公文書は存在しない点、受信メールにつきメールで組織共用性があるものがなく公文書に該当するものがないという意味で法的評価として公文書が存在しないという意味で対象公文書が存在しない点である。

以上のことから、対象公文書が存在しない点からすれば、その余の不開示理由の条例第7条第6号該当性について判断するまでもなく、不開示とした実施機関の決定は結論において妥当である。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年 2月15日	諮問書の受理
令和 5年 9月29日 (第74回審査会)	審 議
令和 5年10月30日 (第75回審査会)	審 議
令和 5年12月22日 (第76回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第99号に係る答申第76号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市長（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和3年8月31日、審査請求人は、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「市において市長に対し付与したメールアドレスにより受信し、又は送信した電子メール（その受信又は送信に係るメールアドレスに市において市長若しくは市長部局の職員又は市長部局の組織に付与したメールアドレス以外のメールアドレスが含まれるものに限る。）に係る公文書（令和3年3月31日の時点において公文書として保有していたものを除く。）」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和3年10月29日、実施機関は、憲法第21条第2項に規定する通信の秘密を侵害することになるため、当該公文書の存否を答えることはできない（条例第7条第6号）として、公文書不開示決定を行った。

3 審査請求

令和4年1月31日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和5年2月15日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分については、実施機関は、対象公文書の存否に関する情報が日本国憲法第21条第2項後段の規定により公にすることができない情報であることを前提に、条例第10条の規定により、対象公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したものである。

しかしながら、対象公文書の存否に関する情報は、同項後段の規定により公にする

ことができない情報であるものとはいえない。同項後段の規定については、その意義は「公権力が通信の内容や通信の存在自体に関する事実を知得することの禁止」及び「通信業務事業者が職務上知り得た通信に関する情報を私人や他の公権力に漏洩することの禁止」にあるものとされている(長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2)』434頁参照)。一方で、実施機関において対象公文書の存否に関する情報を公にするというのは、要するに通信の当事者が通信の当事者以外の者に通信の秘密に係る事項を明らかにするということにすぎず、「公権力が通信の内容や通信の存在自体に関する事実を知得することの禁止」及び「通信業務事業者が職務上知り得た通信に関する情報を私人や他の公権力に漏洩することの禁止」のいずれにも触れるものではない。そうすると、本件については、同項後段の規定との直接の関係を問題とする余地はないものというべきである。

よって、本件処分については、実施機関において、対象公文書の存否に関する情報は同項後段の規定により公にすることができない情報であるものとはいえないのに、対象公文書の存否に関する情報が同項後段の規定により公にすることができない情報であることを前提に、同条の規定により、対象公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したものであり、本件処分は、同条例の関係規定に違反する違法なものである。

- (2) なお、仮に、対象公文書の存否に関する情報が同項後段の規定により公にすることができない情報であるものとする、その理は、より一般的には、和歌山市における市民その他の者からの文書等の送付による受領又は市民その他の者の文書等の送付に係る存否に関する情報にも当てはまることとなり、情報公開制度上、実施機関その他の市の機関においては、当該機関において市民その他の者から文書等を送付により受領し、又は市民その他の者へ文書等を送付したことを推知することができるような場合には、一切の公文書を開示することができないということになる。このような事態は、およそ同条例をはじめとする情報公開法制の予定するところではなく、情報公開法制においてはそもそも前提を異にしているものというべきである。
- (3) また、情報公開法制に関する議論を俯瞰したとき、電子メールその他の手段による通信に係る文書等の開示に関し同項後段の規定との関係を問題とする前提に立つ議論は皆無であるように思われる。国の行政機関に係る情報公開制度について定める行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の主要な解説書の一つでは、電子メールに係る文書等の開示に関する記載があるものの、同項後段の規定との関係は問題としていない(宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説[第8版]』52頁)。電子メールに係る文書等の開示に関する議論でしばしば参照される裁判例では、電子メールに係る文書等の公文書該当性が問題となったものの、同項後段の規定との関係は問題となっていない(大阪地判平成28年9月9日判例集不登載・大阪高判平成29年9月22日判例集不登載)。結局、本件処分に関し実施機関がよ

って立つ前提については、独自の見解であるものと言わざるを得ない。

- (4) さらにいえば、審査請求人の知る限り、実施機関においても、本件処分をした日の前後にかかわらず、本件を含む3件の案件を除いては、電子メールその他の手段による通信に係る文書等の開示に関し同項後段の規定との関係を問題とする前提に立つものではないものである。

第一に、実施機関においては、令和2年度において、総務課長（「文書管理の総括に関すること」等を所掌する総務課の課長であり、文書管理に関し所管課長等を指揮監督するものとされている（和歌山市文書取扱規程（平成3年訓令第7号）第8条第2項。）から、各所属長に対し、電子メールに係る文書等について開示請求への対応を前提に取り扱うよう通知している。

第二に、実施機関においては、平成29年度において、その受けた「市長が2017/6/21～30に送信したメールの本文・タイトル・宛先ならびに添付ファイル（いずれも電磁的記録に限る）」に係る公文書に係る開示申出に関し、当該公文書の存否を明らかにした上で回答している。

第三に、実施機関においては、令和2年度及び令和3年度において、審査請求人において実施機関に対し行った多数の開示請求に関し、電子メールその他の手段による通信に係る公文書を含む公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をし、当該決定に基づいて審査請求人に対し当該公文書を開示している。

本件処分の内容をこれらの事項との関係で総合的に理解することは困難であり、本件については、実施機関において何らかの不当な目的をもって本件処分をしたものであるのではないかという疑いをも禁じ得ないところである。実施機関においては、この審査請求に係る審理手続を通じ、この点についても明確な説明を示されたい。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件審査請求の争点は、実施機関が行った令和3年10月29日付け和歌山市指令秘第38号による公文書不開示決定に関し、処分の取り消しを求める点であるが、本件処分は次の理由により妥当である。

電子メールは、郵便物などと同じく通信の一種であり、通信の秘密は、憲法上、通信コミュニケーションを保護するものとして、私人の通信と官公庁の通信との差なく保障されるものである。通信の秘密の保護の公権力行使の場面における例外は、法令上、犯罪捜査、刑事収容施設、犯則嫌疑など重大な公益上の理由があるときに限られている。また、その秘密の保護については、通信内容はもちろんのこと、発信者、受信者、通信日時、通信行為の存在にも及ぶものと解されている。

電子メールに対する公文書開示請求は、通信当事者にとっては公権力を行使されることにほかならず、通信の秘密を侵害する恐れがある。

以上のことから、当該公文書の存否を答えることはできないとして、公文書不開示決定を行った本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

また、審査請求人は、これまでの公文書開示請求に係る回答との整合性を指摘するが、過去の一事案における当時の実施機関の考え方がどうあれ、電子メールに対する公文書開示請求は、通信当事者にとっては公権力を行使されることになることから、通信の秘密を侵害する恐れがあると考えている。

(2) 市長の送信メールについて、市長アドレスから電子メールを送信することは行っておらず、よって、送信メールは存在しない。

また、和歌山市の電子メールは、システム上、2か月間で自動的に削除される仕組みになっているところ、市長の受信メールは、既に削除されており、存在していない。

よって、公文書不開示決定を行った本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないものである。

なお、条例第2条第2号は、公文書該当性の要件を、①実施機関が職務上作成又は取得したものであること ②実施機関が組織的に用いるものとして保有しているものであることとしており、公文書というためには、その文書に②の組織共用性が必要である。そのうち、電子メールについては、特に保存の必要性があると考えられるものだけを組織共用文書として扱っている。

今回、令和3年8月31日時点で削除されていなかったメールについては、ひとまずデータとして保管措置を取り、検討を行ったが、対象となる市長の受信メールのほとんどについては、メールマガジン等の、多くの送信先に対し一斉に送信されていると思われる一方的なお知らせメールであった。それ以外にも、市長受信メールの中には、一部、個別に市長あてに送られたメールも存在したが、その内容は挨拶等の一過性の情報伝達としての通信のみであった。そのため、市長受信メールの中に保存すべきものは存在していなかった。

よって、対象となる市長の受信メールの中に、公文書に該当するようなものは存在しておらず、ゆえにまた、受信メール本体が自動削除となっていることは、上述のとおりである。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うよ

うに努めた。

2 審査会の判断

本件で、実施機関は、令和4年6月16日付け弁明書において、条例第7条第6号の法令秘情報に当たることを理由に条例第10条に基づく存否応当拒否を行っていたと主張している。さらに、実施機関は、令和4年12月5日付け弁明書（追加）において、送信メールについて、市長アドレスから電子メールを送信しておらず送信メールが不存在である点、受信メールについて、既に削除され不存在である点及び受信メールのうち組織共用性を有して公文書に該当すると判断されるものはなかったという点を従前の不開示の理由に追加して主張している。そこで、当審査会としては、不開示理由の条例第7条第6号該当性の判断に先立って、不開示決定時の公文書の保有の有無について判断するのが適当と考える。

市長の送信メールについて、市長アドレスから電子メールを送信することは行っておらず、送信メールはそもそも存在しないという実施機関の主張については、決裁制度をはじめとした意思決定指揮命令の仕組みが確立している組織において長が長の個人アドレスから発出するメール以外の手段で外部への連絡を行うことは十分にありうることからすれば、一定の合理性がある。

市長の受信メールについて、受信メール中に組織共用性があるメールはなかったという主張については、否定することはできず不合理であるとまではいえない。

また、それぞれの受信メールが2か月経過後にシステムの設定により全て自動的に削除されたという実施機関の主張については、上述のように実施機関が組織共用性を有するメールはないと評価し当該メールの保存措置を行わない判断をした時点の後に、システム上の時間の経過によりメールソフトの送受信ボックス内の各メールがシステム上自動的に削除されるという事実経過を辿ったという趣旨であれば、実施機関の事務処理の流れとして合理性がないとまではいえない。

したがって、送信メールにつき市長アドレス発信のメールが物理的に初めから存在しないという意味で対象公文書は不存在であり、受信メールにつきメールで組織共用性があるものがなく公文書に該当するものがないという意味で法的評価として公文書が存在しないという意味で対象公文書が不存在であるというべきである。

以上のことから、対象公文書が不存在であることからすれば、その余の不開示理由の条例第7条第6号該当性について判断するまでもなく、不開示とした実施機関の決定は結論において妥当である。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年 2月15日	諮問書の受理
令和 5年 9月29日 (第74回審査会)	審 議
令和 5年10月30日 (第75回審査会)	審 議
令和 5年12月22日 (第76回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第92号に係る答申第77号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市人事委員会（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）については、対象保有個人情報として特定された情報のうち、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和3年11月26日、審査請求人は、和歌山市個人情報保護条例（平成12年条例第127号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「令和3年度第2回和歌山市職員採用試験の実施に関し職員において作成し、又は取得した開示請求者に係る保有個人情報」についての開示請求を行った。

2 実施機関の決定

令和3年12月8日、実施機関は、別紙の1に掲げる保有個人情報の全てを開示し、また条例第15条第8号に該当するとして別紙の2に掲げる保有個人情報の全てを不開示とする本件処分を行った。

3 審査請求

令和4年3月9日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和4年11月21日、実施機関は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次のとおりである。

本件処分は、次のとおり違法なものである。よって、実施機関においては、本件処分の全部を取り消すこととすべきである。

第一に、本件処分については、実施機関において開示請求に係る審査基準の設定及び公表を懈怠したものであり、本件処分は、それ自体和歌山市行政手続条例（平成7年条例第3号）第4条に違反する違法なものである。

第二に、本件処分については、対象保有個人情報の特定に不備があり、本件処分は、条例の関係規定に違反する違法なものである。

第三に、本件処分については、理由の提示に不備があり、本件処分は、それ自体和歌山市行政手続条例第8条第1項に違反する違法なものである。

第四に、本件処分については、実施機関において、審査請求人において令和3年11月26日付けで和歌山市個人情報保護条例第14条第1項の規定により実施機関に対し行った対象保有個人情報に係る開示請求に関し、対象保有個人情報の全部を開示することとし、対象保有個人情報の全部を開示する旨の決定をすべきものであったのに、対象保有個人情報の一部を開示することとし、対象保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたものであり、本件処分は、同条例第15条に違反する違法なものである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、審査請求の理由について第一から第四まで主張しているが、本件処分は、次の理由により妥当である。

- (1) 第一の開示請求に係る審査基準の設定及び公表については、条例第15条においてなされているものである。
- (2) 第二の対象保有個人情報については、開示できる保有個人情報の令和3年度第2回和歌山市職員採用試験受験申込書、面接カードA、面接カードB、総合得点及び試験種目別得点並びに総合得点に基づく順位と不開示とする保有個人情報の試験結果についての決裁、試験結果一覧表、採用試験評価表であり、請求に係る全ての保有個人情報を特定している。
- (3) 第三と第四については、個人情報開示決定通知書の開示しない理由に述べたとおり、開示することで当該採用試験の性質上、公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから和歌山市個人情報保護条例第15条第8号を適用し不開示としたものであり、開示しないことと決定した部分について開示することはできない。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人情報の保護に留意した市政の運営を行い、もって市民の基本的人権を擁護し、公正で信頼される市政の実現を図ることである。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、実施機関及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

(1) 本件の争点について

実施機関は、特定した対象保有個人情報のうち別紙の1に掲げる保有個人情報の全てを開示とし、残る別紙の2に掲げる保有個人情報を条例第15条第8号に該当するとしてその全てを不開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、処分が違法であることを理由に本件処分の取消しを求めているところ、実施機関は、本件処分は妥当としていることから、以下、対象保有個人情報の見分結果に基づき、本件処分における対象保有個人情報の特定の妥当性、提示された不開示理由の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

(2) 対象保有個人情報の特定について

審査請求人は、本件処分については、対象保有個人情報の特定に不備があると主張しているところ、実施機関は別紙の1及び2に掲げる保有個人情報を対象保有個人情報として特定し、請求に係る全ての保有個人情報を特定していると主張している。

対象保有個人情報は実施機関が特定したもので全てであるという実施機関の主張について、不合理な点は認められず、これを否定することはできないことから、特定については妥当であったと判断する。

(3) 不開示とした理由の提示について

実施機関は本件処分に係る個人情報開示決定通知書において、開示しない理由として次の内容を示している。

ア 不開示部分については、受験者の資質や能力、業務に対する理解や適性を判断する競争試験に関わる部分であり、開示することにより、開示請求者のみが評価基準等を意識した対策を講じることが可能になり、他の受験者への公平性を欠くとともに、受験者が当該職種に必要な資質や能力等をどの程度持ち合わせているのかを適切に判定することに支障を及ぼすことになる。

イ さらには、今後の職員採用試験の執行についても、支障を及ぼすおそれがある。

ウ これらのことから条例第15条第8号の規定により、不開示とする。

実施機関が適用した条例第15条第8号は、地方公共団体等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすると規定している。また、同号では該当する情報の例示が列挙されており、評価、選考、指導、相談等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある情報は同号に該当することが示されている。

審査請求人は、本件処分については、理由の提示に不備があると主張しているが、採用試験に関わる情報であり当該事務事業の公正又は適正な遂行に支障が生じるという実施機関が示した理由については、不合理な点はない。

(4) 不開示情報該当性について

審査請求人は、本件処分については、対象保有個人情報の全部を開示することとし、

対象保有個人情報の全部を開示する旨の決定をすべきものであったと主張しているところ、実施機関は当該採用試験の性質上、公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから和歌山市個人情報保護条例第15条第8号を適用し不開示としたものであり、開示しないことと決定した部分について開示することはできないと主張している。

当審査会において対象保有個人情報を見分したところ、開示請求者である審査請求人にすでに通知されている情報をはじめ、審査請求人が知り得る情報の記載が見受けられた。また、採用試験に係る決裁様式等については、不開示とする必要性と市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を比較衡量してもなお、前者を優先すべき事情は認められず、それらを開示したとしても、採用試験に係る事務事業に支障を及ぼすと認めることはできない。

このことから、不開示とした一連の決裁において決裁様式をはじめそれら一切を不開示としたことについては、示された理由をもってしても、妥当であるとはいえず、別表において示した情報については開示すべきである。

3 その他

審査請求人は、本件処分については、実施機関において開示請求に係る審査基準の設定及び公表を懈怠したものであることを主張しているが、その妥当性については当審査会にて審議すべき内容に当たらないため、判断をしないものとする。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4年11月21日	諮問書の受理
令和 5年 8月 3日 (第73回審査会)	審 議
令和 5年 9月29日 (第74回審査会)	審 議
令和 5年10月30日 (第75回審査会)	審 議
令和 5年12月22日 (第76回審査会)	審 議
令和 6年 2月 2日 (第77回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

別紙

1 開示とした対象保有個人情報

令和3年度第2回和歌山市職員採用試験受験申込書、面接カードA、面接カードB、総合得点及び試験種目別得点並びに総合得点に基づく順位

2 不開示とした対象保有個人情報

試験結果についての決裁、試験結果一覧表、採用試験評価表

別表（開示すべき情報）

対象保有個人情報の件名		面の表示	開示すべき情報
試験結果についての決裁	令和3年10月1日 起案分	決裁鑑	全て
		令和3年度第2回職員採用試験<人事委員会資料>	合格予定人員及び事務局案人数を除く全て
		高得点順一覧（試験結果一覧表）	合格予定人員、事務局案人数及び一覧表を除く全て
	令和3年10月4日 起案分	決裁鑑	全て
		別紙1	タイトル行及び開示請求者に関する行（整理番号を除く。）
		別紙2	全て
	令和3年11月15日 起案分	決裁鑑	全て
		令和3年度第2回和歌山市職員採用試験最終合格発表（事務局案に基づく状況）	事務局案人数及び倍率を除く全て
		開示請求者に係る試験区分の合格予定者及び繰上げ合格候補予定者一覧（採用試験評価表）	試験区分
	令和3年11月22日 起案分	決裁鑑	全て
		別紙2	別紙2タイトル並びに表中のタイトル行及び開示請求者に関する行（欄外の番号を除く。）
		別紙4	全て

和歌山市情報公開・個人情報保護審査会答申
(諮問第100号に係る答申第78号)

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人の開示請求に対して和歌山市消防長（以下「処分庁」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 開示の請求

令和4年10月17日、和歌山市情報公開条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく公文書開示請求が審査請求人よりなされた。

開示請求書には、件名又は内容欄に「令和〇年〇〇月〇〇日 〇〇〇〇〇〇（株）の火災原因がわかる書類（火災調査書）」と記載されていた。

2 処分庁の決定

処分庁は令和4年10月31日付けで、対象公文書として「令和〇年〇〇月〇〇日、和歌山市〇〇〇〇〇〇で発生した建物火災の火災調査書」を特定した上で、部分開示決定を行った。

3 審査請求

令和4年11月16日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、和歌山市長（以下「審査庁」という。）に対し審査請求を行った。

4 諮問

令和5年4月20日、審査庁は、和歌山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 出火原因及び概要欄に記載されている箇所の不開示に、自治会として納得できない。
- (2) 当自治会は、〇〇〇〇〇〇（株）に面した自治会会員世帯数〇〇世帯で自治会活動を行っている。

〇〇〇〇〇〇（株）は、産業廃棄物処理業として和歌山市から許可を得て業を行っている。

しかし、ここ5年間の間に今回の火災を含め、〇回（〇〇〇〇年に〇回）も火災を起こしており、〇〇〇〇年の2回目に謝罪に来たのみである。

それ以前にも爆発事故があり、〇〇〇〇〇〇（株）に面した家の窓ガラスが割れたり、ガスの異臭があったこともある。

そのようなことがあっても、〇〇〇〇〇〇（株）からは自治会に対し何ら火災原因及び謝罪などの説明も行われなかった。

今回の火災に対しても、何ら説明等も無くこちらから説明を求めて2か月後の〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇〇〇〇〇（株）の会議室において、和歌山市の産業廃棄物課を交えた3者でやっと思われた。

話し合いにおいて、〇〇〇〇〇〇（株）〇〇から出火原因は分からないと言い、〇〇は集塵機から煙が上がったが出火原因は分からないと言った。挙句の果て、市民の空き缶等の処理の仕方にも問題があると言うとともに、出火原因は消防に確認してほしいという始末であった。なお、話し合いの最後に産業廃棄物課及び〇〇〇〇〇〇（株）に対し自治会から要望書を提出した。

〇〇〇〇年の2回目の謝罪には、自治会に対し今後は無人カメラを設置し24時間監視すると伝えたが、今回の話し合いで設置してから夜間においても誰一人監視していないことが判った。

許可権者である産業廃棄物課は出火原因については消防で確認してほしいと言うとともに、許可業者が法に則り適正に廃棄物の処理を行うよう指導しているとのことであった。

消防については、消火器等の設置数や設置場所の確認のみで消火活動等の指導などは行っていないとのことである。ただ、平成10年2月5日付消防消第15号の消防庁危険物規制課長が各都道府県消防主管部長宛に通知した「産業廃棄物等に係る消防対策について（通知）」に廃棄物担当部局等との連携を密にし・・・と記載されているのに、今回の件について、産業廃棄物課と消防との連携が行われていないように思われる。

この様なことから、自治会としても産業廃棄物ということで、どのような物が持ち込まれ、どのような処理をされているのか解らないなかで、業者の消火体制や地元住民に対する対応など無責任さに呆れ果てるものであり、市の業者に対する行政指導や地元自治会に対する対応についても不信感を募るものである。

今回提出された弁明書においては、消防行政等に対する不信感がうかがえる。

まず、4（1）消防行政施策に必要な基礎資料にするため云々とあるが、どのように施策しているのか、それをどのようにり災業者に指導し市民等に公表しているのか自治会としても分からない。

次に、「り災関係者から入手した情報を公表してしまうことになり、その結果、市民等による火災調査に対する信用を失墜させてしまい、り災関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」と記載されているが、あくまで情報収集に対し支障をきた

すとの解釈と思うが、自治会としては、このような業者が何ら消火対策も行わず、市においても指導もせずに、市の許可を得て業を行っていることに対して市及び業者に憤りを覚えるものである。

以上のことから、市及び当事者から何ら説明等もなく出火原因が判明されないままでは、今後再発するか分からない火災と、異臭等が発生した場合に自治会として対策も立てられない状況である。

この様な経緯等を踏まえて、出火原因の開示を求めるものである。

第4 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

本件審査請求における争点は、本件処分に関し、出火原因及び概要欄に記載されている箇所を不開示としたことが妥当であるか否かについてであるが、本件処分は、次の理由により妥当である。

- (1) 対象公文書である火災調査書のうち、出火原因及び概要欄に記載されている内容は、消防行政施策に必要な基礎資料となるため、り災関係者の協力のもと、公表しないことを前提に、り災関係者が確認した状況や任意に提出された書類により得られた情報、また当該書類を基礎として算出した情報である。これを公にすることで、関係者の協力の有無を明らかにするだけでなく、り災関係者から入手した情報を公表してしまうことになり、その結果、市民等による火災調査に対する信用を失墜させてしまい、り災関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- (2) 条例第7条第4号は、実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、当該情報を不開示とすることができる旨を規定していることから、火災調査書のうち、出火原因及び概要欄に記載されている内容は、条例第7条第4号に該当し、本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しない。

第5 答申の理由

1 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の公文書の開示を求める権利を明らかにし、公文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民の知る権利の保障と市政への参加の促進を図るとともに、市民に対する市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって、より一層公正で開かれた市政の実現に寄与することである。

審査請求人は、処分庁が行った本件処分の取消しを求めており、当審査会は、本件の審査に当たって、処分庁及び審査請求人双方の主張を検討し、公正な審査を行うように努めた。

2 審査会の判断

(1) 火災調査について

火災調査とは、消防法（昭和23年法律186号）第31条から第35条の4までに規定する消防長又は消防署長の義務及び権限に基づき、和歌山市火災調査規程（平成8年消防局訓令第5号。以下「火災調査規程」という。）第2条の規定にあるとおり、将来の火災予防施策及び警防対策に必要な基礎資料等消防行政を推進するためのあらゆる情報を収集することを目的として行われるものである。また、火災現場の物的調査、関係者からの事情聴取等の火災調査により判明した火災原因及び損害状況については、火災調査規程第59条に基づき調査書類が作成される。

(2) 本件の争点について

処分庁は、対象公文書の一部に条例第7条第1号及び第4号に該当する情報があるとして、当該情報を不開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示とされた部分に不服があり本件処分の取消しを求めているところ、処分庁は、本件処分は妥当であるとしていることから、以下、対象公文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

(3) 条例第7条第1号の該当性について

条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を不開示すると規定している。

処分庁が同号の規定を適用し不開示とした部分には、火元者の氏名及び職業並びに火元者及び火元関係者の年齢及び性別が記載されており、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

(4) 条例第7条第4号の該当性について

条例第7条第4号は、地方公共団体等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示すると規定している。

処分庁によると、火災調査におけるり災関係者に対する聞き取りは、あくまで協力によるものであり、公表しないことを前提とすることで消防行政施策に必要な基礎資料とするための情報を入手しているとのことである。また、本件処分において同号の規定により不開示とされた部分は、その協力により得られた情報及び現場で見分した情報を総合的に判断して記載しているとのことである。

同号の規定により不開示となった情報は、り災関係者の協力を得て入手した情報及び現場で見分した情報を総合的に判断した情報であるという処分庁の説明に不合理な点は認められず、そのような判断過程により記載された情報であることを考慮すると、公にすることで、り災関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困

難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという処分庁の主張は、事務への具体的な支障を及ぼす相当程度の蓋然性を主張するものと評価できる。

対象公文書の見分及び処分庁の聞き取りを踏まえ、同号の規定により不開示となった情報について個別に上記の理由に該当するか検討を行ったが、いずれも同号に該当するものと認められたことから、処分庁が不開示としたことは妥当であると判断した。

(5) 付言

審査請求人は、本件火災の周辺自治会であって、本件火災にかかる情報を知りたいという心情は審査会としては理解できる。しかしながら、条例に基づく公文書の開示決定等は、何人に対しても等しく行われるものであることから、開示請求の理由や目的等の個別的事情によって審査会の判断が左右されるものではないことを付言する。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 5年 4月 20日	諮問書の受理
令和 5年 12月 22日 (第76回審査会)	審 議
令和 6年 2月 2日 (第77回審査会)	審 議 処分庁からの聞き取り
令和 6年 3月 19日 (第78回審査会)	審 議

答申に関与した審査会委員

役 職	氏 名	職名等
会長職務代理	谷口 拓	弁護士
	田又 俊男	
会 長	廣谷 行敏	弁護士
	森下 順子	和歌山信愛大学教育学部子ども教育学科教授
	湯川 正文	公益社団法人和歌山県労働者福祉協議会専務理事

(五十音順)

和歌山市情報公開制度・個人情報保護制度
運用状況報告書
令和5年度

令和6年6月発行

和歌山市総務局総務部総務課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

TEL 073-435-1314 (直通)

FAX 073-425-0377